町田市障がい者プラン21-26

後期計画（2024～2026）

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）

２０２４年３月

町田市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「障がいがある人」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

○音声コードについて

本計画書には、各頁に音声コード（Uni-Voice）がついています。音声コードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、スマートフォン（アプリのダウンロードが必要です。）や活字文書読上げ装置（テルミーなど）を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な方への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、ＤＡＩＳＹ版、テキスト版を作成しています。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaMano通う尾崎文彦さんが描いた作品です。尾崎さんの作品は、カレンダーやポストカード等のグッズになり、親しまれています。

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の策定にあたって

町田市は、障がいがある人が必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に、2020年度に「町田市障がい者プラン21-26」を策定しました。本プランでは、“いのちの価値に優劣はない”を基本理念に、2つの基本目標を設定し、とりくみをすすめています。

前期計画（2021～2023）の期間には、障がいがある人や民間事業者などから幅広くご意見をいただき、2023年度に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。

近年、障がい福祉の分野では、障がい者の雇用率引き上げや障がいの重度化への対応、障がい者を支援する人材の確保といった課題が顕在化しています。また、条例の目的である差別のない社会の実現にあたっては、市民、事業者をはじめ、障がいがある人もない人も、それぞれの責務や役割を果たしていく必要があります。

そこで後期計画（2024～2026）では、障がい者施策の基本理念や基本目標を前期計画から引き継ぎ、6年間共通のものとし、主に重点施策や障がい者への各種サービスの見込量等について見直しを行いました。

１つ目の基本目標である「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」の達成に向けて、障がい者雇用のさらなる促進を図るため、事業者への働きかけをおこなうとともに、障がいの重度化に対応するため、相談支援体制の拡充や障がい者を支援する人材の、更なる確保などにとりくんでまいります。

２つ目の基本目標である「障がい理解を促進し、差別をなくす」ため、この度制定した条例を様々な機会をとらえて周知するとともに、障がいを理由とする差別を解消するための施策を計画的かつ継続的に実施いたします。

これらのとりくみによって障がいがある人もない人も、誰もが自分らしく活躍できる機会が増えていくことで、人と人とがつながり、支え合う包容力のある社会の実現を目指してまいります。

結びに、後期計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました町田市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

2024年3月　　町田市長　石阪　丈一

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の確実な実施を期待して

町田市障がい者施策推進協議会は、2022年2月に町田市長から「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討についての諮問を受けました。

その後、障がい者計画部会（部会長：小野　浩）を中心に、調査結果や現計画の振り返りなどを踏まえた検討を行い、原案を作成しました。そして、就労・生活支援部会（部会長：谷内　孝行）、相談支援部会（部会長：堤　愛子）においても検討を重ね、さらに2024年1月13日には「市民の意見を聴く会」を実施し、多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきました。こうした経過の中で協議会は審議を重ねて、2024年3月4日に「町田市障がい者プラン21-26」後期計画として町田市長に答申しました。

後期計画策定の背景には、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や、東京都手話言語条例の施行など、障がいがある人をとりまく環境の変化があります。しかし、手帳の所持者数の増加や、障がいがある人の高齢化・重度化などにより、依然として、障がい福祉分野の人材不足や、障がい者雇用のさらなる促進、差別の解消、重度化への対応等、多くの課題があります。

当計画の原案を作成した、障がい者計画部会は、その委員の半数が障がいがある当事者で構成されています。また、「市民の意見を聴く会」においても、障がいがある当事者や家族の方にご参加いただき、皆様の声を大切にしながら、この計画は策定されました。

計画づくりにおいて最も重要なことは、計画を立てることをゴールにしないことです。計画は、そこで書かれたことが実施されて、初めて実質的な意味を持ちます。今回策定した後期計画は、「町田市障がい者プラン21-26」における2024年度から2026年度までの3年間の計画です。これから3年間、年度ごとに進捗管理をして、予定通りに進んでいるか、もし計画と実施に差異が生じているとすれば、その原因が何なのかを検討することが大切なのです。

町田市障がい者施策推進協議会では、計画の進捗管理をおこなっていきます。その内容についても、適宜市民の皆様にもお伝えしていきます。

最後に、当計画の策定に関わった委員の皆様、ご意見を寄せていただいた市民の皆様、そして協議会や各部会を支えてくださっている関係各位の皆様に感謝いたします。

町田市障がい者施策推進協議会会長　石渡　和実

目次

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）　11

２　基本視点（大切にする考え方）　13

３　基本目標（とりくみの大きな柱）　14

４　計画の位置づけと期間　16

５　施策の体系（とりくみの全体像）　18

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明　22

分野別の課題と施策　23

１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと　23

２　暮らすこと　29

３　日中活動・働くこと　38

４　相談すること　48

５　家庭を築くこと・家族を支えること　54

６　保健・医療のこと　58

７　情報アクセシビリティのこと　61

８　生活環境と安全・安心のこと　66

９　差別をなくすこと・権利を守ること　71

10　行政サービスのこと　76

11　理解・協働のこと　78

国の指針と町田市の考え方　83

第３章　計画の実現に向けて

１　計画の推進のために　95

２　計画の点検と評価　98

巻末資料

１　障がいがある人の状況　101

２　サービス内容一覧　109

３　障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧　114

４　区市町村別サービスの提供状況　118

５　計画策定の背景　122

６　計画の検討経過　123

７　計画の検討体制　127

コラム掲載ページ一覧

・（仮称）町田木曽山崎パラアリーナについて　28

・日中サービス支援型グループホームについて　37

・地域活動支援センター　まちプラ　46

・就労の支援機関　47

・地域福祉コーディネーター　52

・育児支援のとりくみについて　57

・障がい者歯科診療所　59

・言語としての手話　65

・災害時の避難について　67

・犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先　70

・「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について　75

・災害時等障がい者支援バンダナ・ヘルプマーク　82

・地域生活支援拠点等について　87

・難病について　106

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、３つの意味がこめられています。

１つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さずかった命を大切にしてまた、だいじにされて生きる権利をもっています。

２つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。

生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

３つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。

人生のどのような段階にいるとしても、障がいを理由に制限されることなく、自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※１を目指していく必要があります。

「生命」の意味の「いのち」

（１）差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

〇障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮が提供される社会。

〇障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

〇人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味の「いのち」

（２）障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

〇あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がおくれる社会。

〇制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味の「いのち」

（３）ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

〇誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

〇

※１　共生社会　障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※２　合理的な配慮　障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的な配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的な配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的な配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

２　基本視点（大切にする考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、３つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（１）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（２）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう、配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（３）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか、肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

３　基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな３つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P15参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ、住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

＜町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計＞

市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

※手帳所持者数はP101-105参照

＜将来望む生活について（自由記述）＞

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が最も多く寄せられていました。

住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。

・できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。

・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。

・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

＜差別を受けた経験＞

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7％にのぼっています。一方、市民意識調査では、日常生活で差別感を感じている方は8.2％にとどまっており、障がいの有無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査（障がいがない人も対象にした調査）

＜法令の認知（実態調査）＞

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6％にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

＜町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）＞

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料、並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ＞トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

４　計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

・この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、施策7-1「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」と連動しています。

・「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画の１つとして位置づけ、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。

・この計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第88条第１項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

町田市障がい者計画

法的な位置づけ

・障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

計画の性格

・障がいがある人の施策の基本計画

策定の内容

・障がいがある人の施策の基本理念や方向性

・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）

町田市障がい福祉事業計画

法的な位置づけ

・障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

計画の性格

・障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）

策定の内容 ・障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標 ・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）

・この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のくらし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。

・なお、児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。

計画の期間

・計画期間は2021年度から2026年度の６年間です。2021年度から2023年度までの３年間を前期、2024年度から2026年度までの3年間を後期としています。

・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

５　施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念　いのちの価値に優劣はない

基本目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

基本目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

施策分野１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催　重点施策１　26

障がいがある人の生涯学習機会の充実　重点施策２　27

施策分野２　暮らすこと

地域生活支援拠点等が有する機能の充実　重点施策３　33

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携　重点施策４　34

グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施　重点施策５　35

施策分野３　日中活動・働くこと

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定　重点施策６　42

障がい者雇用の促進に関するとりくみ　重点施策７　43

（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大　重点施策８　44

施策分野４　相談すること

相談支援体制の強化　重点施策９　50

課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援　重点施策10　51

施策分野５　家庭を築くこと・家族を支えること

短期入所事業所の基盤整備　重点施策11　56

施策分野６　保健・医療のこと

医療機関に対する障害者差別解消法の周知　重点施策12　60

施策分野７　情報アクセシビリティのこと

聴覚障がいの理解及び手話の普及促進　重点施策13　63

市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進　重点施策14　64

施策分野８　生活環境と安全・安心のこと

避難体制の充実　重点施策15　69

施策分野９　差別をなくすこと・権利を守ること

障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備　重点施策16　74

施策分野10　行政サービスのこと

行政窓口における意思疎通の環境整備　重点施策17　77

施策分野11　理解・協働のこと

障がい福祉人材の確保方策　重点施策18　80

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

この計画は、SDGｓの目標のうち特に、「３ すべての人に健康と福祉を」「４ 質の高い教育をみんなに」「８ 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の８つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前期計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理をおこなう。

この分野に関係するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2023年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。（市の考え方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

分野別の課題と施策

１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

・市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。

・スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用がすすんでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。

・また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が最も多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

・2018年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみをおこなうことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では18歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けたとりくみを推進しています。

・生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にもつながっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。

・生涯学習センターでは、2020年度から2023年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。

・実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事の意見が多くあげられています。

・市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。

・実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

・引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

・障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策１　P26）

【文化芸術活動】

・障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策２　P27）

重点施策（実行プラン）

重点施策１　障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名

小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催

所管課

スポーツ振興課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバトミントン体験教室を開催できない期間がありましたが、３か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバトミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大をはかり、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。

事業概要

市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進をはかります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発をはかります。

現状値　2023年度1,075人

目標値　2024年度1,200人、2025年度1,200人、2026年度1,200人

重点施策２　障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名

障がいがある人の生涯学習機会の充実

所管課

生涯学習センター

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、 障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無にかかわらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。

事業概要

障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「町田市教育プラン24－28」に基づき、本施策にとりくみます。

現状値　2023年度障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施

目標値　2024年度障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討、2025年度障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討、2026年度再構築した仕組みの担い手の検討※2028年度実施予定

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい児スポーツ教室、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会

１事業、３事業、３事業、３事業、３事業、３事業

※サービスの内容説明　P113

コラム＜（仮称）町田木曽山崎パラアリーナについて＞

大規模な団地を中心とする木曽山崎団地地区にある旧忠生第六小学校用地内に、幅広い世代に向けたスポーツ推進による健康増進、また、障がい者のスポーツ推進によるパラスポーツの普及啓発ならびにパラリンピックのレガシーを継承するアリーナを整備します。

整備にあたっては、障がいの有無や種別にかかわらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指します。

【施設のコンセプト】

「地域特性を踏まえた健康づくりの場」・「パラスポーツを「する」場・「みる」場」として、高齢者向けの教室事業や各種目の一般開放利用などを実施するとともに、パラスポーツの体験教室やパラアスリートによる練習利用・見学など、新たな価値と魅力を創出します。

２　暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

・実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で６割、訪問支援で７割以上、日中活動の支援で８割弱の利用者が「満足している」「どちらかというと満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足があげられています。

・実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち44.6％の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの33.8％にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、わからない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

・実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が54.1％あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

・市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

・軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。

・障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

・施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。

・長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。

・精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

・障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込量を設定し、サービス基盤を整備していきます。

・訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。

・日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

・移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。

・支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。

・障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

・タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえ、障がいがある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

・地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。

・障がいがある人が、十分な情報を受けた上で、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。

・地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。（⇒重点施策３　P33）

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

・特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。

・グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。（⇒重点施策5　 P35）

・高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備をすすめます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。

・保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。（⇒重点施策４　P34）

重点施策（実行プラン）

重点施策３　地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、7事業所を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実をはかります。

事業概要

地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。

現状値　2023年度①拠点機能の充実②年1回以上

目標値　2024年度①拠点機能の充実②年1回以上、2025年度①拠点機能の充実②年1回以上、2026年度①拠点機能の充実②年1回以上

重点施策４　保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。

事業概要

精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。

会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。

現状値　2023年度協議の実施年２回

目標値　2024年度協議の実施年２回、2025年度協議の実施年２回、2026年度協議の実施年２回

重点施策５　グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名

グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。

事業概要

グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や計画的な整備について検討をおこない、施策を実施します。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度①訪問件数:５施設②施策の検討、2025年度①訪問件数:５施設②施策の検討・策定、2026年度①訪問件数:５施設②施策に基づいた実施

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護

利用者数、516人、530人、558人、588人、619人、652人

利用時間数、9,114時間、9,407時間、9,944時間、10,479時間、11,031時間、11,619時間

重度訪問介護

利用者数、125人、122人、127人、132人、137人、142人

利用時間数、31,166時間、31,488時間、34,482時間、35,840時間、37,197時間、38,555時間

同行援護

利用者数、104人、100人、104人、108人、112人、116人

利用時間数、2,399時間、2,649時間、2,523時間、2,620時間、2,717時間、2,814時間

行動援護

利用者数、22人、30人、38人、48人、61人、77人

利用時間数、517時間、716時間、944時間、1,192時間、1,515時間、1,912時間

重度障害者等包括支援

利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人

※サービスの内容説明　P109

【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助

利用者数（内 精神）、576人（137人）、629人（162人）、691人（147人）、759人（162人）、834人（178人）、917人（195人）

施設入所支援

利用者数、238人、234人、234人、234人、234人、234人

自立生活援助

利用者数（内 精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、3人（2人）、3人（3人）、3人（3人）

※サービスの内容説明　P110

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

日常生活用具給付等事業

介護･訓練支援用具

50件、54件、60件、66件、73件、80件

自立生活支援用具

80件、83件、89件、96件、103件、111件

在宅療養等支援用具

78件、69件、69件、69件、69件、69件

情報・意思疎通支援用具

197件、82件、92件、103件、115件、129件

排泄管理支援用具

8,649件、8,353件、8,712件、9,087件、9,478件、9,886件

住宅改修費

15件、21件、30件、43件、62件、89件

移動支援事業

547人、575人、600人、627人、655人、684人

福祉ホーム

１か所、１か所、１か所、１か所、１か所、１か所

訪問入浴サービス

22人、22人、23人、23人、23人、23人

※サービスの内容説明　P113

コラム＜日中サービス支援型グループホームについて＞

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たな類型のグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

３　日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。

・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。

・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。

・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

・一般就労※2 への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

・市役所の障がい者雇用率は、2022 年度時点で2.23％と法定雇用率（2022 年度2.6％、2024 年度2.8％、2026 年度3.0％）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。

・市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。

・実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援A 型、雇用契約のない就労継続支援B 型があります。また、一般就労に向けた訓練をおこなう就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、障害者総合支援法の改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが2025年10月に施行予定です。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が23.5％で、特に精神障がいで多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約60％が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が20.9％、「サービスのことを知らない、わからない」が35.6％という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につながっていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

・実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいで約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

・市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策6　P42）

・重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策6　P42）

・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。

・短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策11　P56）

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。（⇒重点施策７　P43）

・2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。（⇒重点施策8　P44）

・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。

・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援をすすめます。

・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所に働きかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無にかかわらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。

・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。

・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点施策６　市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。

事業概要

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度調査・検討、2025年度整備方針の策定、2026年度方針に基づいた施策の実施

重点施策７　市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

事業名

障がい者雇用の促進に関するとりくみ

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用につとめました。 後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。

事業概要

障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動をおこないます。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度企業訪問：５か所、2025年度企業訪問：５か所、2026年度企業訪問：５か所

重点施策８　2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名

（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大

所管課

職員課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。

事業概要

市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した（仮称）ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大をはかり、採用者数の増加を目指します。また、障がいがある職員が安心して働くことができるような環境づくりにとりくみ、職場への定着を目指します。

現状値　2023年度①障がい者雇用率2.32%②（仮称）ワークサポートルーム未設置③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）

目標値　2024年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム設置準備③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）、2025年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム設置・運用開始③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）、2026年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

日中活動系サービス

生活介護

利用者数、1,126人、1,135人、1,160人、1,186人、1,212人、1,239人

利用日数、21,298日、21,333日、22,526日、23,031日、23,536日、24,060日

自立訓練（機能訓練）

利用者数、2人、1人、1人、1人、1人、1人

利用日数、20日、8日、12日、12日、12日、12日

自立訓練（生活訓練）

利用者数、51人、66人、75人、85人、96人、109人

利用日数、804日、926日、1,232日、1,396日、1,577日、1,790日

宿泊型自立訓練

利用者数、8人、9人、12人、16人、21人、28人

利用日数、224日、260日、341日、455日、597日、796日

就労選択支援

2025年度検討、2026年度検討

就労移行支援

利用者数、126人、130人、142人、155人、169人、185人

利用日数、2,146日、2,169日、2,320日、2,532日、2,761日、3,022日

就労継続支援（Ａ型）

利用者数、123人、131人、135人、139人、143人、147人

利用日数、2,313日、2,435日、2,642日、2,720日、2,799日、2,877日

就労継続支援（Ｂ型）

利用者数、863人、905人、925人、945人、966人、987人

利用日数、13,377日、13,877日、14,992日、15,317日、15,657日、15,997日

就労定着支援

利用者数、61人、65人、73人、82人、92人、103人

療養介護

利用者数、47人、45人、45人、45人、45人、45人

短期入所（福祉型）

利用者数、224人、256人、315人、387人、476人、585人

利用日数、1,176日、1,350日、1,576日、1,936日、2,381日、2,926日

短期入所（医療型）

利用者数、28人、36人、39人、43人、47人、51人

利用日数、174日、138日、283日、312日、341日、370日

※サービスの内容説明　P109-110

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

地域活動支援センター機能強化事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

日中一時支援

未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討

知的障害者職親委託

1人、1人、1人、1人、1人、1人

自動車運転免許取得・改造助成

7件、9件、10件、11件、12件、13件

※サービスの内容説明　P113

コラム＜地域活動支援センター　まちプラ＞

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困り事の相談ができる場として「地域活動支援センター　まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声が寄せられています。

地域活動支援センター　まちプラ

郵　便　 １９４－００１３

住　所　 町田市原町田４－２４－６せりがや会館４階

電　話　 ０４２－７２２－０７１３

ＦＡＸ　 ０４２－７０９－３６５２

開所日・開所時間

・月曜日から金曜日の午前９時から午後６時（お問合せは午前１０時から午後５時）

・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

コラム＜就労の支援機関＞

・仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。

・就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let’s（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。

・障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。

他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田（公共職業安定所）専門援助部門

住所　町田市森野2-28-14町田合同庁舎1階

電話　042-732-7316

FAX　042-732-8724

町田市障がい者就労・生活支援センター　りんく※主に身体・知的障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6せりがや会館内

電話　042-728-3161

FAX　042-728-3163

町田市障がい者就労・生活支援センター　Let’s（レッツ）※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6せりがや会館内

電話　042-728-3162

FAX　042-709-3652

就労支援センター　らいむ

住所　町田市中町1-9-20ハピネス中町101号

電話　042-721-2460

FAX　042-732-3350

障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）

住所　八王子市明神町4-5-3橋捷ビル4階

電話　042-648-3278

FAX　042-648-3598

４　相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

・市内５地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。

・実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。

・実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。

・障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言をおこなうとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。

・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。

・実態調査によると、65 歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。

・80代の高齢化した親が、障がいがある50 代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

主なとりくみ

【相談支援体制】

・障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策9　P50）

・障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。

・計画相談をおこなう民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。

・障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談がおこなえるよう事業所を支援します。

・困り事があっても相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。

・課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。（⇒重点施策10　P51）

・障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。

・障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事をかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。

・地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点施策９　障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名

相談支援体制の強化

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。

事業概要

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化をはかります。

現状値　2023年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回

目標値　2024年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催、2025年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催、2026年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

重点施策10　課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名

課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。

事業概要

障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、問題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。

現状値　2023年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施

目標値　2024年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施、2025年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施、2026年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施

コラム＜地域福祉コーディネーター＞

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職です。現在は、相原及び小山地区、鶴川地区に設置していますが、2025年度までに町田市全域への設置を予定しています。

困り事をいろいろと抱えていて、どこに相談してよいか悩まれていらっしゃる方は、ぜひご相談ください。また、ご本人からの相談でなくともお受けできます。身近に心配な方がいらっしゃったら、ぜひご連絡ください。

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１年あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

相談支援

基本相談支援

実施、実施、実施、実施、実施、実施

計画相談支援

利用者数、2,066人、2,167人、2,509人、2,905人、3,364人、3,896人

指定特定相談支援事業所 箇所数、26箇所、27箇所、31箇所、35箇所、40箇所、45箇所

地域移行支援

利用者数(内 精神)、6人（6人）、6人（6人）、9人（9人）、13人（13人）、19人（19人）、27人（27人）

地域定着支援

利用者数(内 精神、)4人（4人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）

※サービスの内容説明　P111

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

相談支援事業

障害者相談支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

基幹相談支援センター等機能強化事業

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）※

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりくんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明　P112

５　家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65 歳以上で80.9%、19～64 歳のときで51.6%と多くなっています。

・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実があげられました。

【障がいがある人の家族支援】

・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。

・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

・障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。

・障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実をおこなうことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

・障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策11　P56）

・緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

重点施策（実行プラン）

重点施策11　障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名

短期入所事業所の基盤整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、 グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。

事業概要

短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画※期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。

現状値　2023年度実施・検証

目標値　2024年度実施、2025年度実施、2026年度実施・検証

※町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

自発的活動支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

緊急一時保護（延べ日数）

132日、96日、97日、98日、99日、100日

※サービスの内容説明　P112-113

コラム＜育児支援のとりくみについて＞

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者……町田市にお住まい（または里帰り中）の保護者

派遣時間…午前８時から午後７時まで、１日あたり連続２時間の利用

※単体児は、出産し退院した翌日から２歳の誕生日前日まで合計６０時間

※双子、三つ子以上は派遣基準が異なります。

サービス内容

育児に関する援助及び助言、相談/家事に関する援助/健診への付き添い

費用

2時間1,640円／回（午後6時から午後7時は1時間205円加算。

市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免有）

問合せ先…子ども家庭支援センター（電話　042-724-4419、FAX 050-3101-9631）

６　保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。

・実態調査では、全体として８割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で５割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。

・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30 分未満の人は21.6％、30 分以上１時間未満の人は41.2％、１時間以上の人は36.2％となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとすると、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。

・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。

・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。（⇒重点施策12　P60）

コラム＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木・金曜日※に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

【受 付】完全予約制です。事前に電話でご連絡ください。

※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診 療 日】水・木・金曜日※（祝休日・年末年始を除く）

※金曜日は月3回の診療となります。詳しい診療日は、右記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。

【診療時間】9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】9：00～12：00、13：00～16：30（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）

電話 042-725-2225

FAX 042-725-2225

平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ

電話 042-726-8018

FAX 042-729-8238

【診療場所】休日応急歯科・障がい者歯科診療所（町田市健康福祉会館１階）

郵便194-0013 　 住所　町田市原町田5-8-21

重点施策（実行プラン）

重点施策12　障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

事業名

医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知

所管課

障がい福祉課・保健総務課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。

事業概要

医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めていきます。

現状値　2023年度実施

目標値　2024年度実施、2025年度の実施、2026年度実施・検証

７　情報アクセシビリティのこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことをいいます。

現状と課題

【意思疎通支援】

・市では、聴覚障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。

・意思の疎通のため聴覚障がいがある人などから派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022年9月に東京都手話言語条例が施行され、都内22区市（2024年4月1日時点）でも手話に関する条例が施行されており、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。

・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。

・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（2022年5 月施行）に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。

・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。

・市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。

・実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6％が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8％と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

・聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。（⇒重点施策13　P63）

・離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。

・引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

【情報の取得】

・発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策14　P64）

・障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

重点施策（実行プラン）

重点施策13　聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。

事業名

聴覚障がいの理解及び手話の普及促進

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者の確保・育成をはかります。

事業概要

聴覚障がいがある人や音声または言語機情報が能障がいがある人の意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。

実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。

現状値　2023年度①ボランティア養成コースの修了率82％②手話通訳者登録試験の合格者数2人

目標値　2024年度①82%以上②2人以上、2025年度①82%以上②2人以上、2026年度①82%以上②2人以上

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

重点施策14　発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名

市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

所管課

福祉総務課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を採り入れたとりくみが実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。

事業概要

だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知をはかります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインのとりくみを広く知ってもらえるよう検討をすすめます。

現状値　2023年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブック改訂（骨子案の作成）

目標値　2024年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブック改訂、2025年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発、2026年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業

1,113件、997件、1,128件、1,117件、1,106件、1,095件

要約筆記者派遣事業

15件、8件、25件、21件、18件、15件

手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）

週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日

手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）

6人、8人、8人、8人、8人、8人

※サービスの内容説明　P112-113

コラム＜言語としての手話＞

手話は障害者権利条約や障害者基本法、東京都手話言語条例において言語として位置づけられています。

＜障害者基本法＞

第三条

三　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

＜東京都手話言語条例＞

第二条　手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される、共生社会の実現を旨として行われなければならない。

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。

８　生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10 地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。

・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。

・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。

・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

【防犯】

・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。

・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある54施設と協定を結んでいます。

・市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」を配布しています。

・実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コラム＜災害時の避難について＞

・町田市では、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、要介護度3などの要件に当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。

・災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）

・避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間は一般の避難施設で避難生活を送ることになります。

・災害がおきてから4日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。なお、二次避難施設は、市と施設が調整を行った上で開設する施設です。（直接避難することはできません）

主なとりくみ

【生活環境】

・全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、わかりやすい情報提供につとめます。

・障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

・障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

・災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

・障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。（⇒重点施策15　P69）

・避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。

・障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策15　障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名

避難体制の充実

所管課

防災課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実をはかり、新たに避難施設の確保にとりくみます。

事業概要

障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます。

現状値　2023年度避難施設の要件検討

目標値　2024年度候補となる避難施設の検討、2025年度候補となる避難施設との調整、2026年度避難施設の確保

コラム＜犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先＞

【事件・事故に関する相談】

・警視庁町田警察署　042-722-0110（代表）

・警視庁南大沢警察署　042-653-0110（代表）

【DV相談、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など、女性が抱える様々な悩み相談】

・町田市女性悩みごと電話相談　042-721-4842

・東京ウィメンズプラザ　03-5467-2455、03-3400-5313（男性のための悩み相談）

【性犯罪・性暴力に関する相談】

・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター　＃8891（全国短縮電話番号）

・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「性暴力救援ダイヤルＮaＮa」　03-5577-3899

【性自認及び性的指向に関する相談（LGBT電話相談）】

・町田市LGBT電話相談　042-721-1162

・TokyoLGBT相談専門電話相談　050-3647-1448

【商品に関する契約上のトラブルやその他消費生活に係わる相談】

・町田市消費生活センター　042-722-0001

【どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します】

・よりそいホットライン　0120-279-338

※メールやFAXでのお問い合わせは、各機関のホームページ等をご確認ください。

９　差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

・2016 年の障害者差別解消法施行の後、2018 年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021 年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024 年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすためのとりくみの推進や相談体制の整備がすすめられています。

・全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2％だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7％の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。

・法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口に寄せられています。

・実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6％となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9％にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018 年度町田市市民意識調査報告書（2019 年３月発行）

【権利を守ること】

・選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことがないよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知をおこなったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

・障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。

・学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかられることが求められています。

・町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。

・市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

・町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間３０件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

・誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。

・障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。（→重点施策16　P74）

・障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

・障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。

・福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。

・知的障がいや精神障がいがある人の増加に伴い、成年後見制度を必要としている人や、親なき後の問題に不安を抱える人などが制度を理解し利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。

・法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

・市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策16　障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名

障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。

事業概要

障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。

現状値　2023年度協議の場の検討

目標値　2024年度会議体の設置協議の実施年１回、2025年度協議の実施年2回、2026年度協議の実施年2回

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

成年後見制度利用支援事業

17件、14件、15件、16件、17件、18件

成年後見制度法人後見支援事業

1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体

法人後見及び法人後見監督の件数

34件、33件、34件、35件、36件、37件

コラム＜「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について＞

町田市は、2024年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。

条例の目的

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を実現すること

障がいを理由とした差別とは、

不当な差別的取扱い

（例）

・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする

・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける　等

合理的な配慮の不提供

（例）

・手続きのために筆談を頼まれた際に、一方的に断る

・視覚障がいがある人から案内を頼まれた際に、正当な理由なく拒否する　等

障がいを理由とした差別の相談窓口や条例内容の詳細については、右記のQRコードから町田市ホームページをご確認ください。

町田市障がい者差別解消犬ノンバリー　イラスト ikeko

10　行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【職員の合理的な配慮】

・障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024 年に制定された町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。

・市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。

・市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、ＵＤトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりくんでいます。

・実態調査では、制度や手続きの書類のわかりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※ＵＤトーク…コミュニケーションの「ＵＤ＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的な配慮】

・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。

・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策17　P77）

重点施策（実行プラン）

重点施策17　障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名

行政窓口における意思疎通の環境整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知をはかります。

事業概要

聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口に手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。

現状値　2023年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

目標値　2024年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣、2025年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣、2026年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

11　理解・協働のこと

担当部署：市民協働推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。

・障害者差別解消法の改正や町田市条例の制定を受けて、これまで以上に市民・事業者を対象とした法や条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。

・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。

・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。

・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場におけるとりくみが求められています。

【協働による社会参加】

・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所でつくった商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。

・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。

・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

重点施策（実行プラン）

重点施策18　市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名

障がい福祉人材の確保方策

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者が障がい福祉の分野に関心をもってもらうよう、働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。

事業概要

児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保をはかります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。

現状値　2023年度方策の策定

目標値　2024年度実施、2025年度実施、2026年度実施・検証

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

※サービスの内容説明　P112

●2023年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・町田市職員向けに「障害平等研修」を実施

・介助犬についての講演・介助犬ＰＲ犬による実演をおこなうイベント「介助犬を知っていますか？」を開催　等

●2022年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人も

いるこの街で～」を開催（NHK共催）　等

●2021年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・障害者週間のＰＲとしてダリアの種を配布　等

コラム　障がい理解を広げていくとりくみとしても位置づけて、バンダナやヘルプマークの配布・周知にとりくんでいます。

＜災害時等障がい者支援バンダナ＞

・災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

＜ヘルプマーク＞

・ヘルプマークとは、障がいや難病などにより援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の方にお願いするためのマークです。ヘルプマークを身に着けた方が困っているところを見かけた場合には、声をかけ、ヘルプマーク裏面のシールやヘルプ手帳の記載内容にそった支援をお願いします。

配布場所　障害福祉課、障害者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

・2022年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

・2026年度末時点の施設入所者数を、2022年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。

第６期計画※を踏まえた現状・課題

・第６期計画における地域移行者数は、14人以上の目標に対し、2022年度末で6人、達成率は約43％となっています。

・第６期計画における施設入所者の削減数は、４人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2022年度末で1名減となっています。

・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。

・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。

・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。

・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

※町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）

町田市の考え方

〇国の考えに基づき、2026年度末時点で、2022年度末の施設入所者数の6％以上を地域生活に移行すること、2026年度末の施設入所者数を2022年度末の5％以上削減することを基本とします。

地域移行者数

評価指標、2022年度末時点の施設入所者数234人のうち2026年度末までに6％（15人）以上の人を地域生活に移行する

施設入所者数の削減

評価指標、2022年度末時点の施設入所者数234人を2026年度末までに５％（12人）以上減らして、222人以下にする

項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針（考え方）

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

・2026年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については68.9％以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5％以上及び入院後1年時点の退院率については91％以上とすることを基本とする。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充がはかれてきています。

・しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

〇基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から、退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の１年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定をおこなうため町田市では指標の設定をおこないません。

〇精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

項目２に関連する重点施策　34ページの重点施策４

項目３　地域生活支援の充実

国の指針（考え方）

・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

・強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第６期計画を踏まえた現状・課題

・第６期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこなうこととし、2022年度には指定相談支援事業所２事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。

・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。

町田市の考え方

〇市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

〇強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

地域生活支援拠点等の設置

評価指標、地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年1回以上運用状況の検証・検討をおこなう

強度行動障がいの支援ニーズの把握

評価指標、強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する

項目３に関連する重点施策　33ページの重点施策３

コラム＜地域生活支援拠点等について＞

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備をおこなうものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について、地域生活支援体制の推進【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

項目４　福祉施設から一般就労への移行等

国の指針（考え方）

・一般就労への移行者数を2021年度の1.28倍以上にする

うち

就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍

就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍

就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.28倍

・一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上

・就労定着支援事業利用者数：2021年度の1.41倍以上

・就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所：２割５分

第６期計画を踏まえた現状・課題

・就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は2022年度末で89人となり、目標に達していません。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の2019年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。

・実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2022年度末で63人を超えており、とりくみの継続が求められています。

・2022年度末で10箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率が8割以上の事業所が全体の5割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※前期計画では、過去３年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

町田市の考え方

○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第7期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。

○働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみをすすめていきます。

一般就労への移行者数

評価指標、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者2021年度実績90人の1.28倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116人以上）

評価指標、うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績81人の1.31倍以上（107人以上）

評価指標、うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績の0人の1.29倍以上（1人以上）

評価指標、うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績7人の1.28倍以上（9人以上）

就労移行支援事業移行率

評価指標、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上

就労定着支援事業利用者数

評価指標、就労定着支援事業所の利用者数が2021年度実績120人の1.41倍以上（170人以上）

就労定着率※

評価指標、就労定着支援事業の就労定着率

就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

※後期計画では、過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

項目5　相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

○町田市の特徴である５つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり

評価指標、障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実をはかります。

また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

項目５に関連する重点施策　50ページの重点施策９

項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

・各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、つとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。

・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

第三者評価の受審に係る普及啓発

評価指標、障害福祉サービス事業所への普及啓発回数

・年１回以上

障害福祉サービス事業所への指導

評価指標、市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する

・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

第３章　計画の実現に向けて

１　計画の推進のために

（１）わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

ホームヘルプや相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いていてはじめて機能しているといえます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら支援につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共にくらし、活動していくためには、地域の方が障がいについて理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

（２）障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実施・提供するために、施策の内容やサービスの提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

（３）町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かく支援していくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まる「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

（４）庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど分野が多岐にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい者施策を展開するために、庁内の各部署との連携をはかります。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

（５）持続可能な制度の構築

サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

（６）感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな影響をおよぼしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされています。このことを踏まえた上で的確な情報提供につとめるとともに、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

（７）国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い施策になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

＜町田市障がい者施策推進協議会の活動＞

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの分野で専門部会が設けられ検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

＜協議会の体制＞

町田市障がい者施策推進協議会

【協議会の役割】市の障がい福祉施策を総合的に協議

【委員数】20名

障がい者計画部会

障がい者計画及び障がい福祉事業計画の検討・進捗管理（設置：2016年11月～）

就労・生活支援部会

就労支援ネットワークの構築（設置：2011年11月～）

相談支援部会

相談支援事業のネットワークづくり等を検討（設置：2012年10月～）

２　計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「ＰＤＣＡ」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、計画策定に向けて内容検討をおこなってきた町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会を通じて、計画の点検と評価をおこない、必要に応じて改善をはかります。

＜ＰＤＣＡサイクル＞

①市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。

②そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。

③町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。

④市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

巻末資料

１　障がいがある人の状況

（１）障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2022年度末現在で、身体障害者手帳が11,732人、愛の手帳が3,682人、精神障害者保健福祉手帳が5,607人となっています。

2018年度から2022年度にかけて、愛の手帳は約1.10倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.27倍の増加となっており、全体としては約1.06倍となっています。

（２）身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで４級、２級の順となっています。

障がい別内訳は、2022年度末現在で、肢体不自由が５割弱、次いで内部障がいが３割強となっています。

（３）愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、４度（軽度）、２度の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が７割以上を占めています。

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、２級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、2020年度に一度減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

（５）年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2022年度末現在で約43万人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類の手帳の所持者数の合計は約２万人です。年齢別の所持者数は、おおむね以下の通りです。

（６）難病等

2013年４月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年１月から対象疾病が段階的に拡大され、2024年4月からは369疾病がサービス等の対象となっています。

※難病医療費助成制度：難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担（保険診療分）の一部を助成する制度。

コラム＜難病について＞

○難病とは、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）において、以下のとおりに定められています。

【難病の定義（第一条　目的）】

◎発病の機構が明らかでない◎治療法が確立していない◎希少な疾病である◎長期の療養を必要とする

【福祉の利用について（第二条　基本理念）】

難病の患者に対する医療等は、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との連携し、総合的に行われなければならない。」と定められています。

そのため、福祉の分野においても、障害福祉サービスをはじめとした難病の方への支援の充実が求められています。

○難病の方は、障害者手帳の有無にかかわらず、各自治体において必要と認められた場合、障害福祉サービス等を利用することができます。

詳細は、下記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。

【問合せ先一覧】

難病医療費助成

障がい福祉課福祉係、電話　042-724-2148、FAX　050-3101-1653

障害福祉サービス

障がい福祉課支援係、電話　042-724-3089、FAX　050-3101-1653

保健相談

保健予防課、電話　042-722-0622、FAX　050-3161-8634

東京都難病相談・支援センター、電話　03-5802-1892

東京都多摩難病相談・支援室、電話　042-323-5880

（７）障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分６（支援の必要性が最も高い）、区分３という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（就労移行支援、就労継続支援等）

（８）特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）への進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。また、2024年4月からは普通科と職能開発科をあわせもった東京都立八王子南特別支援学校が開校し、堺地域障がい者支援センター管内在住中学部生徒が2024年度より年度進行にて東京都立八王子南特別支援学校へ入学します。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校（高等部）を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は112名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

※2026年度以降に町田市外の特別支援学校を卒業する生徒数の見込みは、「市内特別支援学級在籍数」から「町田の丘学園に入学すると予測される生徒数」を除いた数で算出。

※2026年度以降に町田の丘学園を卒業する生徒数の見込みは、「同校小・中学部の児童生徒数」に「肢体不自由の特別支援学級在籍数」と、「知的障がいの特別支援学級在籍数の50％」を加算して推計

２　サービス内容一覧

（１）障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)★P36

＜内容＞

居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

重度訪問介護P36

＜内容＞

重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。

同行援護★P36

＜内容＞

視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

行動援護★P36

＜内容＞

障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。

重度障害者等包括支援★P36

＜内容＞

居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

日中活動系サービス

生活介護P45

＜内容＞

常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練)●P45

＜内容＞

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

自立訓練(生活訓練)●P45

＜内容＞

事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

宿泊型自立訓練●P45

＜内容＞

居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や

相談及び助言等をおこないます。

就労選択支援P45

＜内容＞

就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

就労移行支援●P45

＜内容＞

一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。

就労継続支援A型(雇用型)P45

＜内容＞

一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

就労継続支援B型(非雇用型)P45

＜内容＞

一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

就労定着支援●P45

＜内容＞

一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいがある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。

療養介護P45

＜内容＞

病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。

短期入所(ショートステイ)＜福祉型・医療型＞★P45

＜内容＞

福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)P36

＜内容＞

主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。

施設入所支援P36

＜内容＞

施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。

自立生活援助●P36

＜内容＞

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。

相談支援

基本相談支援P53

＜内容＞

・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。

・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。

・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。

計画相談支援P53

＜内容＞

・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。

地域移行支援・地域定着支援P53

＜内容＞

・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。

・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。

（２）地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

必須事業

理解促進研修・啓発事業P81

＜内容＞

障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。

自発的活動支援事業P57

＜内容＞

障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。

相談支援事業

障害者相談支援事業★P53

＜内容＞

福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。

基幹相談支援センター等機能強化事業★P53

＜内容＞

総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)P53

＜内容＞

入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。

成年後見制度利用支援事業P75

＜内容＞

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

成年後見制度法人後見支援事業P75

＜内容＞

法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。

意思疎通支援事業★P65

＜内容＞

手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。

手話奉仕員養成研修事業P65

＜内容＞

日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。

日常生活用具給付等事業★P37

＜内容＞

日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす６種の用具の給付をおこないます。

移動支援事業★P37

＜内容＞

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。

地域活動支援センター機能強化事業P46

＜内容＞

地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。

任意事業

福祉ホームP37

＜内容＞

低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。

訪問入浴サービス★P37

＜内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

日中一時支援★P46

＜内容＞

日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。

緊急一時保護★P57

＜内容＞

介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等★P28

＜内容＞

障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。

自動車運転免許取得・改造助成P46

＜内容＞

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

知的障害者職親委託P46

＜内容＞

一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。

３　障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第２章の「この分野に関係するサービスの見込量」を一覧にしたものです。

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護

利用者数、516人、530人、558人、588人、619人、652人

利用時間数、9,114時間、9,407時間、9,944時間、10,479時間、11,031時間、11,619時間

重度訪問介護

利用者数、125人、122人、127人、132人、137人、142人

利用時間数、31,166時間、31,488時間、34,482時間、35,840時間、37,197時間、38,555時間

同行援護

利用者数、104人、100人、104人、108人、112人、116人

利用時間数、2,399時間、2,649時間、2,523時間、2,620時間、2,717時間、2,814時間

行動援護

利用者数、22人、30人、38人、48人、61人、77人

利用時間数、517時間、716時間、944時間、1,192時間、1,515時間、1,912時間

重度障害者等包括支援

利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人

【日中活動系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

生活介護

利用者数、1,126人、1,135人、1,160人、1,186人、1,212人、1,239人

利用日数、21,298日、21,333日、22,526日、23,031日、23,536日、24,060日

自立訓練（機能訓練）

利用者数、2人、1人、1人、1人、1人、1人

利用日数、20日、8日、12日、12日、12日、12日

自立訓練（生活訓練）

利用者数、51人、66人、75人、85人、96人、109人

利用日数、804日、926日、1,232日、1,396日、1,577日、1,790日

宿泊型自立訓練

利用者数、8人、9人、12人、16人、21人、28人

利用日数、224日、260日、341日、455日、597日、796日

就労選択支援

2025年度検討、2026年度検討

就労移行支援

利用者数、126人、130人、142人、155人、169人、185人

利用日数、2,146日、2,169日、2,320日、2,532日、2,761日、3,022日

就労継続支援（Ａ型）

利用者数、123人、131人、135人、139人、143人、147人

利用日数、2,313日、2,435日、2,642日、2,720日、2,799日、2,877日

就労継続支援（Ｂ型）

利用者数、863人、905人、925人、945人、966人、987人

利用日数、13,377日、13,877日、14,992日、15,317日、15,657日、15,997日

就労定着支援

利用者数、61人、65人、73人、82人、92人、103人

療養介護

利用者数、47人、45人、45人、45人、45人、45人

短期入所（福祉型）

利用者数、224人、256人、315人、387人、476人、585人

利用日数、1,176日、1,350日、1,576日、1,936日、2,381日、2,926日

短期入所（医療型）

利用者数、28人、36人、39人、43人、47人、51人

利用日数、174日、138日、283日、312日、341日、370日

【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助

利用者数（内 精神）、576人（137人）、629人（162人）、691人（147人）、759人（162人）、834人（178人）、917人（195人）

施設入所支援

利用者数、238人、234人、234人、234人、234人、234人

自立生活援助

利用者数（内 精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、3人（2人）、3人（3人）、3人（3人）

【相談支援】（１か月あたり）

基本相談支援

実施、実施、実施、実施、実施、実施

計画相談支援

利用者数、2,066人、2,167人、2,509人、2,905人、3,364人、3,896人

指定特定相談支援事業所 箇所数、26箇所、27箇所、31箇所、35箇所、40箇所、45箇所

地域移行支援

利用者数(内 精神)、6人（6人）、6人（6人）、9人（9人）、13人（13人）、19人（19人）、27人（27人）

地域定着支援

利用者数(内 精神)、4人（4人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）

（２）障害児通所支援（１か月あたり）

児童発達支援

利用者数、291人、355人、363人、394人、425人、456人

利用日数、2,441日、2,977日、3,049日、3,310日、3,570日、3,830日

医療型児童発達支援

利用者数、0人、0人、0人、1人、1人、1人

利用日数、0日、0日、0日、12日、12日、12日

居宅訪問型児童発達支援

利用者数、2人、3人、3人、3人、4人、4人

利用日数、5日、9日、9日、9日、12日、12日

放課後等デイサービス

利用者数、752人、829人、834人、864人、895人、925人

利用日数、8,781日、9,743日、9,841日、10,195日、10,561日、10,915日

保育所等訪問支援

利用者数、44人、60人、70人、82人、94人、105人

利用日数、68日、91日、105日、123日、141日、158日

障害児相談支援

利用者数、340人、341人、375人、386人、396人、407人

※町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）から引用

（３）地域生活支援事業

【必須事業】（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

自発的活動支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

相談支援事業

障害者相談支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

基幹相談支援センター等機能強化事業

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

成年後見制度利用支援事業

17件、14件、15件、16件、17件、18件

成年後見制度法人後見支援事業

1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体

法人後見及び法人後見監督の件数

34件、33件、34件、35件、36件、37件

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業

1,113件、997件、1,128件、1,117件、1,106件、1,095件

要約筆記者派遣事業

15件、8件、25件、21件、18件、15件

手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）

週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日

手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）

6人、8人、8人、8人、8人、8人

日常生活用具給付等事業

介護･訓練支援用具

50件、54件、60件、66件、73件、80件

自立生活支援用具

80件、83件、89件、96件、103件、111件

在宅療養等支援用具

78件、69件、69件、69件、69件、69件

情報・意思疎通支援用具

197件、82件、92件、103件、115件、129件

排泄管理支援用具

8,649件、8,353件、8,712件、9,087件、9,478件、9,886件

住宅改修費

15件、21件、30件、43件、62件、89件

移動支援事業

547人、575人、600人、627人、655人、684人

地域活動支援センター機能強化事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

【任意事業】（１年あたり）

福祉ホーム

１か所、１か所、１か所、１か所、１か所、１か所

訪問入浴サービス

22人、22人、23人、23人、23人、23人

日中一時支援

未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討

緊急一時保護（延べ日数）

132日、96日、97日、98日、99日、100日

スポーツ、レクリエーション教室開催等※

１事業、３事業、３事業、３事業、３事業、３事業

自動車運転免許取得・改造助成

7件、9件、10件、11件、12件、13件

知的障害者職親委託

1人、1人、1人、1人、1人、1人

※2021年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため「障がい児者水泳教室」及び「障がい者スポーツ大会」を中止としました。

４　区市町村別サービスの提供状況

（１）障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数（令和５年3月サービス提供分）表があります。

（２）障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況（令和４年度末）の表があります。

（３）地域生活支援事業の区市町村別実施状況（令和４年度末）の表があります。

５　計画策定の背景

条約、法律、条例、および町田市の障害者施策の年表があります。

６　計画の検討経過

■前期計画検討経過

2019年度

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年１月21日（火）

議題　前期計画策定に関わる諮問

2020年度

第１回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年４月10日（金）

議題　前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月11日（月）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第１回　町田市障がい者施策推進協議会（書面会議）

開催日　2020年４月24日（金）

議題　前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月21日（木）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第２回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年５月21日（木）

議題　分野別の課題と施策等の検討

※６月２日（火）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第１回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年６月５日（金）

議題　サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認

第２回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年７月７日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第３回　障がい者計画部会

開催日　2020年７月16日（木）

議題　基本理念、基本目標、分野別の課題と施策の検討

第２回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年７月27日（月）

議題　分野別の課題と施策の検討

第３回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年８月４日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第４回　障がい者計画部会

開催日　2020年８月19日（水）

議題　分野別の課題と施策の検討、次ページへ続きます。

2020年度

第３回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年８月20日（木）

議題　分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第５回　障がい者計画部会

開催日　2020年９月23日（水）

議題　分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年10月23日（金）

議題　パブリックコメント用素案の検討

パブリックコメント実施

募集期間　2020年11月10日（火）～12月９日（水）

募集方法　郵送、メール、ＦＡＸ、持参

資料の閲覧・配布場所

障がい福祉課、市政情報課、広聴課、男女平等推進センター（市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター

※町田市ホームページにも資料を掲載

第６回　障がい者計画部会

開催日　2021年１月13日（水）

議題　答申原案の検討

第５回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2021年１月28日（木）

議題　答申原案の検討・承認

市長答申

開催日　2021年２月18日（木）

後期計画検討経過

2022年度

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年2月21日（火）

議題　後期計画策定に関わる諮問

2023年度

第１回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年5月30日（火）

議題　前期計画（重点施策）の振り返り、国の基本指針の確認

第２回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年6月26日（月）

議題　前期計画（サービス提供実績等）の振り返り、国の基本指針の確認

第１回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年6月29日（木）

議題　前期計画（重点施策、サービス提供実績等）の振り返り

第３回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年7月20日（木）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第４回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年７月27日（木）

議題　分野別の課題と施策の検討

第２回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年8月22日（火）

議題　分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第５回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年9月7日（木）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第６回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年9月20日（水）

議題　分野別の課題と施策の検討

第３回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年11月29日（水）

議題　市民の意見を聴く会用素案の検討

市民の意見を聴く会の実施

開催日時　2024年1月13日（土）

開催場所　町田市庁舎3階　会議室3-2，3-3

参加募集　市内在住、在勤、在学の方

2023年度

第７回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2024年１月29日（月）

議題　答申原案の検討

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2024年2月20日（火）

議題　答申原案の検討・承認

市長答申

開催日　2024年3月４日（月）

７　計画の検討体制

（１）町田市障がい者施策推進協議会　委員名簿

前期計画委員名簿（敬称略）

会長　岩崎晋也　法政大学

職務代理　井上光晴　元名社会福祉士事務所

委員　佐藤繭美　法政大学

委員　谷内孝行　桜美林大学

委員　中川種栄　町田市医師会

委員　長﨑敏宏※1　松﨑重憲　町田市歯科医師会

委員　小野浩　まちされん

委員　森公男　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員　馬場昭乃　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　藤谷修平　南地域障がい者支援センター

委員　青山信幸　町田市障がい者就労・生活支援センターLet's

委員　堤愛子　特定非営利活動法人　町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会

委員　風間博明　町田市身体障害者福祉協会

委員　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員　赤松正美　町田市障がい児・者「親の会」連絡会

委員　坂本宣宏　特定非営利活動法人　町田市精神障害者さるびあ会

委員　町野眞里子　町田市民生委員児童委員協議会

委員　鈴木悟　町田商工会議所

委員　森山知也　東京都立町田の丘学園

委員　戸塚岳※2　降幡勇一　町田公共職業安定所

※1：2020年7月8日まで

※2：2020年4月24日まで

後期計画委員名簿（敬称略）

会長　石渡和実　東洋英和女学院大学

職務代理　井上光晴※1　元名社会福祉士事務所　谷内孝行　桜美林学園

委員　佐藤繭美　法政大学

委員　小泉広子　桜美林学園

委員　中川種栄　町田市医師会

委員　松﨑重憲　町田市歯科医師会

委員　小野浩　まちされん

委員　藤井雅巳　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員　叶内昌志　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　刑部輝　堺地域障がい者支援センター

委員　藤本英理子　町田市障がい者就労・生活支援センター　りんく

委員　堤愛子　特定非営利活動法人　町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会

委員　風間博明　町田市身体障害者福祉協会

委員　??本茂人※2　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員　土田由紀子　町田市障がい児・者「親の会」連絡会

委員　飯長喜一郎　特定非営利活動法人　町田市精神障害者さるびあ会

委員　荻野淳子　町田市民生委員児童委員協議会

委員　陶山慎治　町田商工会議所

委員　萩原秀朗　東京都立町田の丘学園

委員　佐々木暢　町田公共職業安定所

※1：2023年3月31日まで

※2：2023年8月17日まで

（２）町田市障がい者施策推進協議会　障がい者計画部会　委員名簿

前期計画委員名簿（敬称略）

部会長※　小野浩　町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）

職務代理※　森山知也　町田市障がい者施策推進協議会（東京都立町田の丘学園）

委員※　李幸宏　まちだ在宅障がい者「チェーンの会」

委員※　市村善明　特定非営利活動法人　インクルネット町田

委員※　風間博明　町田市障がい者施策推進協議会（町田市身体障害者福祉協会）

委員※　後藤美紀子　知的・発達障がい児・者とともに育つ会　ひこうせん

委員※　永田隆　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員※　玉木浩人　町田市聴覚障害者協会

委員　稲村宏美　とびたつ会

委員※　清水謙一　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員※　宮島美彩　宮島法律事務所

委員　三輪洋一　社会福祉法人　コメット　原町田スクエア

※：作業部会員を兼務

後期計画委員名簿（敬称略）

部会長※　小野浩　町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）

職務代理※　三井智哉　まちだ在宅障がい者「チェーンの会」

委員※　萩原秀朗　町田市障がい者施策推進協議会（東京都立町田の丘学園）

委員※　市村善明　インクルネット町田

委員※　風間博明　町田市障がい者施策推進協議会（町田市身体障害者福祉協会）

委員　松村幸子　知的・発達障がいのある人とともに育つ会　ひこうせん

委員　仲泊昌仁　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員※　前田玄　とびたつ会

委員※　清水謙一　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員※　宮島美彩　宮島法律事務所

委員※　後藤英樹　社会福祉法人　まちのひ町田市障がい者就労・生活支援センターLet’s

裏表紙の絵：市内にあるクラフト工房ラマノに通う卓遼太郎さんが描いた作品です。

卓さんは第３８回 東京都障害者総合美術展 優良賞等を受賞するなど、活躍されています。

町田市障がい者プラン21-26

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）

発行年月　2024年３月

刊行物番号　23-77

発行　町田市地域福祉部障がい福祉課　町田市森野２丁目２番22号

電話　042-724-2147

FAX　050-3101-1653

印刷　株式会社サーベイリサーチセンター後期計画（2024～2026）

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）

２０２４年３月

町田市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「障がいがある人」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

○音声コードについて

本計画書には、各頁に音声コード（Uni-Voice）がついています。音声コードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、スマートフォン（アプリのダウンロードが必要です。）や活字文書読上げ装置（テルミーなど）を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な方への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、ＤＡＩＳＹ版、テキスト版を作成しています。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaMano通う尾崎文彦さんが描いた作品です。尾崎さんの作品は、カレンダーやポストカード等のグッズになり、親しまれています。

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の策定にあたって

町田市は、障がいがある人が必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に、2020年度に「町田市障がい者プラン21-26」を策定しました。本プランでは、“いのちの価値に優劣はない”を基本理念に、2つの基本目標を設定し、とりくみをすすめています。

前期計画（2021～2023）の期間には、障がいがある人や民間事業者などから幅広くご意見をいただき、2023年度に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。

近年、障がい福祉の分野では、障がい者の雇用率引き上げや障がいの重度化への対応、障がい者を支援する人材の確保といった課題が顕在化しています。また、条例の目的である差別のない社会の実現にあたっては、市民、事業者をはじめ、障がいがある人もない人も、それぞれの責務や役割を果たしていく必要があります。

そこで後期計画（2024～2026）では、障がい者施策の基本理念や基本目標を前期計画から引き継ぎ、6年間共通のものとし、主に重点施策や障がい者への各種サービスの見込量等について見直しを行いました。

１つ目の基本目標である「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」の達成に向けて、障がい者雇用のさらなる促進を図るため、事業者への働きかけをおこなうとともに、障がいの重度化に対応するため、相談支援体制の拡充や障がい者を支援する人材の、更なる確保などにとりくんでまいります。

２つ目の基本目標である「障がい理解を促進し、差別をなくす」ため、この度制定した条例を様々な機会をとらえて周知するとともに、障がいを理由とする差別を解消するための施策を計画的かつ継続的に実施いたします。

これらのとりくみによって障がいがある人もない人も、誰もが自分らしく活躍できる機会が増えていくことで、人と人とがつながり、支え合う包容力のある社会の実現を目指してまいります。

結びに、後期計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました町田市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

2024年3月　　町田市長　石阪　丈一

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の確実な実施を期待して

町田市障がい者施策推進協議会は、2022年2月に町田市長から「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討についての諮問を受けました。

その後、障がい者計画部会（部会長：小野　浩）を中心に、調査結果や現計画の振り返りなどを踏まえた検討を行い、原案を作成しました。そして、就労・生活支援部会（部会長：谷内　孝行）、相談支援部会（部会長：堤　愛子）においても検討を重ね、さらに2024年1月13日には「市民の意見を聴く会」を実施し、多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきました。こうした経過の中で協議会は審議を重ねて、2024年3月4日に「町田市障がい者プラン21-26」後期計画として町田市長に答申しました。

後期計画策定の背景には、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や、東京都手話言語条例の施行など、障がいがある人をとりまく環境の変化があります。しかし、手帳の所持者数の増加や、障がいがある人の高齢化・重度化などにより、依然として、障がい福祉分野の人材不足や、障がい者雇用のさらなる促進、差別の解消、重度化への対応等、多くの課題があります。

当計画の原案を作成した、障がい者計画部会は、その委員の半数が障がいがある当事者で構成されています。また、「市民の意見を聴く会」においても、障がいがある当事者や家族の方にご参加いただき、皆様の声を大切にしながら、この計画は策定されました。

計画づくりにおいて最も重要なことは、計画を立てることをゴールにしないことです。計画は、そこで書かれたことが実施されて、初めて実質的な意味を持ちます。今回策定した後期計画は、「町田市障がい者プラン21-26」における2024年度から2026年度までの3年間の計画です。これから3年間、年度ごとに進捗管理をして、予定通りに進んでいるか、もし計画と実施に差異が生じているとすれば、その原因が何なのかを検討することが大切なのです。

町田市障がい者施策推進協議会では、計画の進捗管理をおこなっていきます。その内容についても、適宜市民の皆様にもお伝えしていきます。

最後に、当計画の策定に関わった委員の皆様、ご意見を寄せていただいた市民の皆様、そして協議会や各部会を支えてくださっている関係各位の皆様に感謝いたします。

町田市障がい者施策推進協議会会長　石渡　和実

目次

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）　11

２　基本視点（大切にする考え方）　13

３　基本目標（とりくみの大きな柱）　14

４　計画の位置づけと期間　16

５　施策の体系（とりくみの全体像）　18

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明　22

分野別の課題と施策　23

１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと　23

２　暮らすこと　29

３　日中活動・働くこと　38

４　相談すること　48

５　家庭を築くこと・家族を支えること　54

６　保健・医療のこと　58

７　情報アクセシビリティのこと　61

８　生活環境と安全・安心のこと　66

９　差別をなくすこと・権利を守ること　71

10　行政サービスのこと　76

11　理解・協働のこと　78

国の指針と町田市の考え方　83

第３章　計画の実現に向けて

１　計画の推進のために　95

２　計画の点検と評価　98

巻末資料

１　障がいがある人の状況　101

２　サービス内容一覧　109

３　障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧　114

４　区市町村別サービスの提供状況　118

５　計画策定の背景　122

６　計画の検討経過　123

７　計画の検討体制　127

コラム掲載ページ一覧

・（仮称）町田木曽山崎パラアリーナについて　28

・日中サービス支援型グループホームについて　37

・地域活動支援センター　まちプラ　46

・就労の支援機関　47

・地域福祉コーディネーター　52

・育児支援のとりくみについて　57

・障がい者歯科診療所　59

・言語としての手話　65

・災害時の避難について　67

・犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先　70

・「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について　75

・災害時等障がい者支援バンダナ・ヘルプマーク　82

・地域生活支援拠点等について　87

・難病について　106

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、３つの意味がこめられています。

１つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さずかった命を大切にしてまた、だいじにされて生きる権利をもっています。

２つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。

生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

３つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。

人生のどのような段階にいるとしても、障がいを理由に制限されることなく、自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※１を目指していく必要があります。

「生命」の意味の「いのち」

（１）差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

〇障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮が提供される社会。

〇障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

〇人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味の「いのち」

（２）障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

〇あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がおくれる社会。

〇制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味の「いのち」

（３）ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

〇誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

〇

※１　共生社会　障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※２　合理的な配慮　障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的な配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的な配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的な配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

２　基本視点（大切にする考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、３つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（１）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（２）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう、配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（３）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか、肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

３　基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな３つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P15参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ、住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

＜町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計＞

市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

※手帳所持者数はP101-105参照

＜将来望む生活について（自由記述）＞

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が最も多く寄せられていました。

住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。

・できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。

・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。

・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

＜差別を受けた経験＞

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7％にのぼっています。一方、市民意識調査では、日常生活で差別感を感じている方は8.2％にとどまっており、障がいの有無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査（障がいがない人も対象にした調査）

＜法令の認知（実態調査）＞

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6％にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

＜町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）＞

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料、並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ＞トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

４　計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

・この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、施策7-1「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」と連動しています。

・「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画の１つとして位置づけ、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。

・この計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第88条第１項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

町田市障がい者計画

法的な位置づけ

・障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

計画の性格

・障がいがある人の施策の基本計画

策定の内容

・障がいがある人の施策の基本理念や方向性

・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）

町田市障がい福祉事業計画

法的な位置づけ

・障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

計画の性格

・障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）

策定の内容 ・障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標 ・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）

・この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のくらし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。

・なお、児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。

計画の期間

・計画期間は2021年度から2026年度の６年間です。2021年度から2023年度までの３年間を前期、2024年度から2026年度までの3年間を後期としています。

・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

５　施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念　いのちの価値に優劣はない

基本目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

基本目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

施策分野１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催　重点施策１　26

障がいがある人の生涯学習機会の充実　重点施策２　27

施策分野２　暮らすこと

地域生活支援拠点等が有する機能の充実　重点施策３　33

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携　重点施策４　34

グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施　重点施策５　35

施策分野３　日中活動・働くこと

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定　重点施策６　42

障がい者雇用の促進に関するとりくみ　重点施策７　43

（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大　重点施策８　44

施策分野４　相談すること

相談支援体制の強化　重点施策９　50

課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援　重点施策10　51

施策分野５　家庭を築くこと・家族を支えること

短期入所事業所の基盤整備　重点施策11　56

施策分野６　保健・医療のこと

医療機関に対する障害者差別解消法の周知　重点施策12　60

施策分野７　情報アクセシビリティのこと

聴覚障がいの理解及び手話の普及促進　重点施策13　63

市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進　重点施策14　64

施策分野８　生活環境と安全・安心のこと

避難体制の充実　重点施策15　69

施策分野９　差別をなくすこと・権利を守ること

障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備　重点施策16　74

施策分野10　行政サービスのこと

行政窓口における意思疎通の環境整備　重点施策17　77

施策分野11　理解・協働のこと

障がい福祉人材の確保方策　重点施策18　80

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

この計画は、SDGｓの目標のうち特に、「３ すべての人に健康と福祉を」「４ 質の高い教育をみんなに」「８ 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の８つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前期計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理をおこなう。

この分野に関係するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2023年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。（市の考え方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

分野別の課題と施策

１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

・市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。

・スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用がすすんでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。

・また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が最も多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

・2018年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみをおこなうことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では18歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けたとりくみを推進しています。

・生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にもつながっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。

・生涯学習センターでは、2020年度から2023年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。

・実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事の意見が多くあげられています。

・市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。

・実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

・引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

・障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策１　P26）

【文化芸術活動】

・障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策２　P27）

重点施策（実行プラン）

重点施策１　障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名

小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催

所管課

スポーツ振興課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバトミントン体験教室を開催できない期間がありましたが、３か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバトミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大をはかり、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。

事業概要

市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進をはかります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発をはかります。

現状値　2023年度1,075人

目標値　2024年度1,200人、2025年度1,200人、2026年度1,200人

重点施策２　障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名

障がいがある人の生涯学習機会の充実

所管課

生涯学習センター

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、 障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無にかかわらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。

事業概要

障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「町田市教育プラン24－28」に基づき、本施策にとりくみます。

現状値　2023年度障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施

目標値　2024年度障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討、2025年度障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討、2026年度再構築した仕組みの担い手の検討※2028年度実施予定

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい児スポーツ教室、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会

１事業、３事業、３事業、３事業、３事業、３事業

※サービスの内容説明　P113

コラム＜（仮称）町田木曽山崎パラアリーナについて＞

大規模な団地を中心とする木曽山崎団地地区にある旧忠生第六小学校用地内に、幅広い世代に向けたスポーツ推進による健康増進、また、障がい者のスポーツ推進によるパラスポーツの普及啓発ならびにパラリンピックのレガシーを継承するアリーナを整備します。

整備にあたっては、障がいの有無や種別にかかわらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指します。

【施設のコンセプト】

「地域特性を踏まえた健康づくりの場」・「パラスポーツを「する」場・「みる」場」として、高齢者向けの教室事業や各種目の一般開放利用などを実施するとともに、パラスポーツの体験教室やパラアスリートによる練習利用・見学など、新たな価値と魅力を創出します。

２　暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

・実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で６割、訪問支援で７割以上、日中活動の支援で８割弱の利用者が「満足している」「どちらかというと満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足があげられています。

・実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち44.6％の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの33.8％にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、わからない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

・実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が54.1％あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

・市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

・軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。

・障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

・施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。

・長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。

・精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

・障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込量を設定し、サービス基盤を整備していきます。

・訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。

・日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

・移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。

・支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。

・障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

・タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえ、障がいがある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

・地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。

・障がいがある人が、十分な情報を受けた上で、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。

・地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。（⇒重点施策３　P33）

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

・特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。

・グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。（⇒重点施策5　 P35）

・高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備をすすめます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。

・保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。（⇒重点施策４　P34）

重点施策（実行プラン）

重点施策３　地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、7事業所を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実をはかります。

事業概要

地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。

現状値　2023年度①拠点機能の充実②年1回以上

目標値　2024年度①拠点機能の充実②年1回以上、2025年度①拠点機能の充実②年1回以上、2026年度①拠点機能の充実②年1回以上

重点施策４　保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。

事業概要

精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。

会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。

現状値　2023年度協議の実施年２回

目標値　2024年度協議の実施年２回、2025年度協議の実施年２回、2026年度協議の実施年２回

重点施策５　グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名

グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。

事業概要

グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や計画的な整備について検討をおこない、施策を実施します。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度①訪問件数:５施設②施策の検討、2025年度①訪問件数:５施設②施策の検討・策定、2026年度①訪問件数:５施設②施策に基づいた実施

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護

利用者数、516人、530人、558人、588人、619人、652人

利用時間数、9,114時間、9,407時間、9,944時間、10,479時間、11,031時間、11,619時間

重度訪問介護

利用者数、125人、122人、127人、132人、137人、142人

利用時間数、31,166時間、31,488時間、34,482時間、35,840時間、37,197時間、38,555時間

同行援護

利用者数、104人、100人、104人、108人、112人、116人

利用時間数、2,399時間、2,649時間、2,523時間、2,620時間、2,717時間、2,814時間

行動援護

利用者数、22人、30人、38人、48人、61人、77人

利用時間数、517時間、716時間、944時間、1,192時間、1,515時間、1,912時間

重度障害者等包括支援

利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人

※サービスの内容説明　P109

【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助

利用者数（内 精神）、576人（137人）、629人（162人）、691人（147人）、759人（162人）、834人（178人）、917人（195人）

施設入所支援

利用者数、238人、234人、234人、234人、234人、234人

自立生活援助

利用者数（内 精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、3人（2人）、3人（3人）、3人（3人）

※サービスの内容説明　P110

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

日常生活用具給付等事業

介護･訓練支援用具

50件、54件、60件、66件、73件、80件

自立生活支援用具

80件、83件、89件、96件、103件、111件

在宅療養等支援用具

78件、69件、69件、69件、69件、69件

情報・意思疎通支援用具

197件、82件、92件、103件、115件、129件

排泄管理支援用具

8,649件、8,353件、8,712件、9,087件、9,478件、9,886件

住宅改修費

15件、21件、30件、43件、62件、89件

移動支援事業

547人、575人、600人、627人、655人、684人

福祉ホーム

１か所、１か所、１か所、１か所、１か所、１か所

訪問入浴サービス

22人、22人、23人、23人、23人、23人

※サービスの内容説明　P113

コラム＜日中サービス支援型グループホームについて＞

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たな類型のグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

３　日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。

・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。

・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。

・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

・一般就労※2 への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

・市役所の障がい者雇用率は、2022 年度時点で2.23％と法定雇用率（2022 年度2.6％、2024 年度2.8％、2026 年度3.0％）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。

・市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。

・実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援A 型、雇用契約のない就労継続支援B 型があります。また、一般就労に向けた訓練をおこなう就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、障害者総合支援法の改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが2025年10月に施行予定です。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が23.5％で、特に精神障がいで多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約60％が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が20.9％、「サービスのことを知らない、わからない」が35.6％という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につながっていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

・実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいで約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

・市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策6　P42）

・重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策6　P42）

・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。

・短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策11　P56）

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。（⇒重点施策７　P43）

・2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。（⇒重点施策8　P44）

・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。

・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援をすすめます。

・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所に働きかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無にかかわらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。

・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。

・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点施策６　市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。

事業概要

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度調査・検討、2025年度整備方針の策定、2026年度方針に基づいた施策の実施

重点施策７　市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

事業名

障がい者雇用の促進に関するとりくみ

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用につとめました。 後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。

事業概要

障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動をおこないます。

現状値　2023年度―

目標値　2024年度企業訪問：５か所、2025年度企業訪問：５か所、2026年度企業訪問：５か所

重点施策８　2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名

（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大

所管課

職員課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。

事業概要

市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した（仮称）ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大をはかり、採用者数の増加を目指します。また、障がいがある職員が安心して働くことができるような環境づくりにとりくみ、職場への定着を目指します。

現状値　2023年度①障がい者雇用率2.32%②（仮称）ワークサポートルーム未設置③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）

目標値　2024年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム設置準備③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）、2025年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム設置・運用開始③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）、2026年度①法定雇用率の達成②（仮称）ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し③採用後１年以内の離職者数０人（障がい者採用）

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

日中活動系サービス

生活介護

利用者数、1,126人、1,135人、1,160人、1,186人、1,212人、1,239人

利用日数、21,298日、21,333日、22,526日、23,031日、23,536日、24,060日

自立訓練（機能訓練）

利用者数、2人、1人、1人、1人、1人、1人

利用日数、20日、8日、12日、12日、12日、12日

自立訓練（生活訓練）

利用者数、51人、66人、75人、85人、96人、109人

利用日数、804日、926日、1,232日、1,396日、1,577日、1,790日

宿泊型自立訓練

利用者数、8人、9人、12人、16人、21人、28人

利用日数、224日、260日、341日、455日、597日、796日

就労選択支援

2025年度検討、2026年度検討

就労移行支援

利用者数、126人、130人、142人、155人、169人、185人

利用日数、2,146日、2,169日、2,320日、2,532日、2,761日、3,022日

就労継続支援（Ａ型）

利用者数、123人、131人、135人、139人、143人、147人

利用日数、2,313日、2,435日、2,642日、2,720日、2,799日、2,877日

就労継続支援（Ｂ型）

利用者数、863人、905人、925人、945人、966人、987人

利用日数、13,377日、13,877日、14,992日、15,317日、15,657日、15,997日

就労定着支援

利用者数、61人、65人、73人、82人、92人、103人

療養介護

利用者数、47人、45人、45人、45人、45人、45人

短期入所（福祉型）

利用者数、224人、256人、315人、387人、476人、585人

利用日数、1,176日、1,350日、1,576日、1,936日、2,381日、2,926日

短期入所（医療型）

利用者数、28人、36人、39人、43人、47人、51人

利用日数、174日、138日、283日、312日、341日、370日

※サービスの内容説明　P109-110

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

地域活動支援センター機能強化事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

日中一時支援

未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討

知的障害者職親委託

1人、1人、1人、1人、1人、1人

自動車運転免許取得・改造助成

7件、9件、10件、11件、12件、13件

※サービスの内容説明　P113

コラム＜地域活動支援センター　まちプラ＞

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困り事の相談ができる場として「地域活動支援センター　まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声が寄せられています。

地域活動支援センター　まちプラ

郵　便　 １９４－００１３

住　所　 町田市原町田４－２４－６せりがや会館４階

電　話　 ０４２－７２２－０７１３

ＦＡＸ　 ０４２－７０９－３６５２

開所日・開所時間

・月曜日から金曜日の午前９時から午後６時（お問合せは午前１０時から午後５時）

・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

コラム＜就労の支援機関＞

・仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。

・就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let’s（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。

・障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。

他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田（公共職業安定所）専門援助部門

住所　町田市森野2-28-14町田合同庁舎1階

電話　042-732-7316

FAX　042-732-8724

町田市障がい者就労・生活支援センター　りんく※主に身体・知的障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6せりがや会館内

電話　042-728-3161

FAX　042-728-3163

町田市障がい者就労・生活支援センター　Let’s（レッツ）※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6せりがや会館内

電話　042-728-3162

FAX　042-709-3652

就労支援センター　らいむ

住所　町田市中町1-9-20ハピネス中町101号

電話　042-721-2460

FAX　042-732-3350

障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）

住所　八王子市明神町4-5-3橋捷ビル4階

電話　042-648-3278

FAX　042-648-3598

４　相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

・市内５地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。

・実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。

・実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。

・障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言をおこなうとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。

・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。

・実態調査によると、65 歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。

・80代の高齢化した親が、障がいがある50 代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

主なとりくみ

【相談支援体制】

・障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策9　P50）

・障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。

・計画相談をおこなう民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。

・障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談がおこなえるよう事業所を支援します。

・困り事があっても相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。

・課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。（⇒重点施策10　P51）

・障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。

・障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事をかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。

・地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点施策９　障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名

相談支援体制の強化

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。

事業概要

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化をはかります。

現状値　2023年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回

目標値　2024年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催、2025年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催、2026年度地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

重点施策10　課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名

課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。

事業概要

障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、問題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。

現状値　2023年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施

目標値　2024年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施、2025年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施、2026年度①調査の実施②訪問・相談支援の実施

コラム＜地域福祉コーディネーター＞

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職です。現在は、相原及び小山地区、鶴川地区に設置していますが、2025年度までに町田市全域への設置を予定しています。

困り事をいろいろと抱えていて、どこに相談してよいか悩まれていらっしゃる方は、ぜひご相談ください。また、ご本人からの相談でなくともお受けできます。身近に心配な方がいらっしゃったら、ぜひご連絡ください。

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１年あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

相談支援

基本相談支援

実施、実施、実施、実施、実施、実施

計画相談支援

利用者数、2,066人、2,167人、2,509人、2,905人、3,364人、3,896人

指定特定相談支援事業所 箇所数、26箇所、27箇所、31箇所、35箇所、40箇所、45箇所

地域移行支援

利用者数(内 精神)、6人（6人）、6人（6人）、9人（9人）、13人（13人）、19人（19人）、27人（27人）

地域定着支援

利用者数(内 精神、)4人（4人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）

※サービスの内容説明　P111

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

相談支援事業

障害者相談支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

基幹相談支援センター等機能強化事業

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）※

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりくんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明　P112

５　家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65 歳以上で80.9%、19～64 歳のときで51.6%と多くなっています。

・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実があげられました。

【障がいがある人の家族支援】

・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。

・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

・障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。

・障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実をおこなうことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

・障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策11　P56）

・緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

重点施策（実行プラン）

重点施策11　障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名

短期入所事業所の基盤整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、 グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。

事業概要

短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画※期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。

現状値　2023年度実施・検証

目標値　2024年度実施、2025年度実施、2026年度実施・検証

※町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

自発的活動支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

緊急一時保護（延べ日数）

132日、96日、97日、98日、99日、100日

※サービスの内容説明　P112-113

コラム＜育児支援のとりくみについて＞

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者……町田市にお住まい（または里帰り中）の保護者

派遣時間…午前８時から午後７時まで、１日あたり連続２時間の利用

※単体児は、出産し退院した翌日から２歳の誕生日前日まで合計６０時間

※双子、三つ子以上は派遣基準が異なります。

サービス内容

育児に関する援助及び助言、相談/家事に関する援助/健診への付き添い

費用

2時間1,640円／回（午後6時から午後7時は1時間205円加算。

市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免有）

問合せ先…子ども家庭支援センター（電話　042-724-4419、FAX 050-3101-9631）

６　保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。

・実態調査では、全体として８割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で５割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。

・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30 分未満の人は21.6％、30 分以上１時間未満の人は41.2％、１時間以上の人は36.2％となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとすると、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。

・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。

・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。（⇒重点施策12　P60）

コラム＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木・金曜日※に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

【受 付】完全予約制です。事前に電話でご連絡ください。

※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診 療 日】水・木・金曜日※（祝休日・年末年始を除く）

※金曜日は月3回の診療となります。詳しい診療日は、右記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。

【診療時間】9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】9：00～12：00、13：00～16：30（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）

電話 042-725-2225

FAX 042-725-2225

平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ

電話 042-726-8018

FAX 042-729-8238

【診療場所】休日応急歯科・障がい者歯科診療所（町田市健康福祉会館１階）

郵便194-0013 　 住所　町田市原町田5-8-21

重点施策（実行プラン）

重点施策12　障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

事業名

医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知

所管課

障がい福祉課・保健総務課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。

事業概要

医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めていきます。

現状値　2023年度実施

目標値　2024年度実施、2025年度の実施、2026年度実施・検証

７　情報アクセシビリティのこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことをいいます。

現状と課題

【意思疎通支援】

・市では、聴覚障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。

・意思の疎通のため聴覚障がいがある人などから派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022年9月に東京都手話言語条例が施行され、都内22区市（2024年4月1日時点）でも手話に関する条例が施行されており、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。

・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。

・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（2022年5 月施行）に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。

・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。

・市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。

・実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6％が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8％と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

・聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。（⇒重点施策13　P63）

・離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。

・引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

【情報の取得】

・発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策14　P64）

・障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

重点施策（実行プラン）

重点施策13　聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。

事業名

聴覚障がいの理解及び手話の普及促進

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者の確保・育成をはかります。

事業概要

聴覚障がいがある人や音声または言語機情報が能障がいがある人の意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。

実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。

現状値　2023年度①ボランティア養成コースの修了率82％②手話通訳者登録試験の合格者数2人

目標値　2024年度①82%以上②2人以上、2025年度①82%以上②2人以上、2026年度①82%以上②2人以上

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

重点施策14　発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名

市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

所管課

福祉総務課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を採り入れたとりくみが実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。

事業概要

だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知をはかります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインのとりくみを広く知ってもらえるよう検討をすすめます。

現状値　2023年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブック改訂（骨子案の作成）

目標値　2024年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブック改訂、2025年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発、2026年度①職員への周知を促進②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業

1,113件、997件、1,128件、1,117件、1,106件、1,095件

要約筆記者派遣事業

15件、8件、25件、21件、18件、15件

手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）

週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日

手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）

6人、8人、8人、8人、8人、8人

※サービスの内容説明　P112-113

コラム＜言語としての手話＞

手話は障害者権利条約や障害者基本法、東京都手話言語条例において言語として位置づけられています。

＜障害者基本法＞

第三条

三　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

＜東京都手話言語条例＞

第二条　手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される、共生社会の実現を旨として行われなければならない。

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。

８　生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10 地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。

・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。

・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。

・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

【防犯】

・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。

・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある54施設と協定を結んでいます。

・市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」を配布しています。

・実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コラム＜災害時の避難について＞

・町田市では、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、要介護度3などの要件に当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。

・災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）

・避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間は一般の避難施設で避難生活を送ることになります。

・災害がおきてから4日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。なお、二次避難施設は、市と施設が調整を行った上で開設する施設です。（直接避難することはできません）

主なとりくみ

【生活環境】

・全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、わかりやすい情報提供につとめます。

・障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

・障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

・災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

・障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。（⇒重点施策15　P69）

・避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。

・障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策15　障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名

避難体制の充実

所管課

防災課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実をはかり、新たに避難施設の確保にとりくみます。

事業概要

障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます。

現状値　2023年度避難施設の要件検討

目標値　2024年度候補となる避難施設の検討、2025年度候補となる避難施設との調整、2026年度避難施設の確保

コラム＜犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先＞

【事件・事故に関する相談】

・警視庁町田警察署　042-722-0110（代表）

・警視庁南大沢警察署　042-653-0110（代表）

【DV相談、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など、女性が抱える様々な悩み相談】

・町田市女性悩みごと電話相談　042-721-4842

・東京ウィメンズプラザ　03-5467-2455、03-3400-5313（男性のための悩み相談）

【性犯罪・性暴力に関する相談】

・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター　＃8891（全国短縮電話番号）

・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「性暴力救援ダイヤルＮaＮa」　03-5577-3899

【性自認及び性的指向に関する相談（LGBT電話相談）】

・町田市LGBT電話相談　042-721-1162

・TokyoLGBT相談専門電話相談　050-3647-1448

【商品に関する契約上のトラブルやその他消費生活に係わる相談】

・町田市消費生活センター　042-722-0001

【どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します】

・よりそいホットライン　0120-279-338

※メールやFAXでのお問い合わせは、各機関のホームページ等をご確認ください。

９　差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

・2016 年の障害者差別解消法施行の後、2018 年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021 年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024 年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすためのとりくみの推進や相談体制の整備がすすめられています。

・全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2％だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7％の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。

・法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口に寄せられています。

・実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6％となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9％にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018 年度町田市市民意識調査報告書（2019 年３月発行）

【権利を守ること】

・選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことがないよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知をおこなったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

・障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。

・学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかられることが求められています。

・町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。

・市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

・町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間３０件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

・誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。

・障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。（→重点施策16　P74）

・障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

・障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。

・福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。

・知的障がいや精神障がいがある人の増加に伴い、成年後見制度を必要としている人や、親なき後の問題に不安を抱える人などが制度を理解し利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。

・法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

・市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策16　障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名

障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。

事業概要

障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。

現状値　2023年度協議の場の検討

目標値　2024年度会議体の設置協議の実施年１回、2025年度協議の実施年2回、2026年度協議の実施年2回

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

成年後見制度利用支援事業

17件、14件、15件、16件、17件、18件

成年後見制度法人後見支援事業

1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体

法人後見及び法人後見監督の件数

34件、33件、34件、35件、36件、37件

コラム＜「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について＞

町田市は、2024年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。

条例の目的

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を実現すること

障がいを理由とした差別とは、

不当な差別的取扱い

（例）

・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする

・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける　等

合理的な配慮の不提供

（例）

・手続きのために筆談を頼まれた際に、一方的に断る

・視覚障がいがある人から案内を頼まれた際に、正当な理由なく拒否する　等

障がいを理由とした差別の相談窓口や条例内容の詳細については、右記のQRコードから町田市ホームページをご確認ください。

町田市障がい者差別解消犬ノンバリー　イラスト ikeko

10　行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【職員の合理的な配慮】

・障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024 年に制定された町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。

・市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。

・市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、ＵＤトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりくんでいます。

・実態調査では、制度や手続きの書類のわかりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※ＵＤトーク…コミュニケーションの「ＵＤ＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的な配慮】

・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。

・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策17　P77）

重点施策（実行プラン）

重点施策17　障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名

行政窓口における意思疎通の環境整備

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知をはかります。

事業概要

聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口に手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。

現状値　2023年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

目標値　2024年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣、2025年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣、2026年度市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

11　理解・協働のこと

担当部署：市民協働推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。

・障害者差別解消法の改正や町田市条例の制定を受けて、これまで以上に市民・事業者を対象とした法や条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。

・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。

・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。

・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場におけるとりくみが求められています。

【協働による社会参加】

・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所でつくった商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。

・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。

・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策18　P80）

・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

重点施策（実行プラン）

重点施策18　市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名

障がい福祉人材の確保方策

所管課

障がい福祉課

前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ

前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者が障がい福祉の分野に関心をもってもらうよう、働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。

事業概要

児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保をはかります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。

現状値　2023年度方策の策定

目標値　2024年度実施、2025年度実施、2026年度実施・検証

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

※サービスの内容説明　P112

●2023年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・町田市職員向けに「障害平等研修」を実施

・介助犬についての講演・介助犬ＰＲ犬による実演をおこなうイベント「介助犬を知っていますか？」を開催　等

●2022年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人も

いるこの街で～」を開催（NHK共催）　等

●2021年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・障害者週間のＰＲとしてダリアの種を配布　等

コラム　障がい理解を広げていくとりくみとしても位置づけて、バンダナやヘルプマークの配布・周知にとりくんでいます。

＜災害時等障がい者支援バンダナ＞

・災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

＜ヘルプマーク＞

・ヘルプマークとは、障がいや難病などにより援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の方にお願いするためのマークです。ヘルプマークを身に着けた方が困っているところを見かけた場合には、声をかけ、ヘルプマーク裏面のシールやヘルプ手帳の記載内容にそった支援をお願いします。

配布場所　障害福祉課、障害者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

・2022年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

・2026年度末時点の施設入所者数を、2022年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。

第６期計画※を踏まえた現状・課題

・第６期計画における地域移行者数は、14人以上の目標に対し、2022年度末で6人、達成率は約43％となっています。

・第６期計画における施設入所者の削減数は、４人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2022年度末で1名減となっています。

・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。

・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。

・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。

・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

※町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）

町田市の考え方

〇国の考えに基づき、2026年度末時点で、2022年度末の施設入所者数の6％以上を地域生活に移行すること、2026年度末の施設入所者数を2022年度末の5％以上削減することを基本とします。

地域移行者数

評価指標、2022年度末時点の施設入所者数234人のうち2026年度末までに6％（15人）以上の人を地域生活に移行する

施設入所者数の削減

評価指標、2022年度末時点の施設入所者数234人を2026年度末までに５％（12人）以上減らして、222人以下にする

項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針（考え方）

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

・2026年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については68.9％以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5％以上及び入院後1年時点の退院率については91％以上とすることを基本とする。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充がはかれてきています。

・しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

〇基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から、退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の１年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定をおこなうため町田市では指標の設定をおこないません。

〇精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

項目２に関連する重点施策　34ページの重点施策４

項目３　地域生活支援の充実

国の指針（考え方）

・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

・強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第６期計画を踏まえた現状・課題

・第６期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこなうこととし、2022年度には指定相談支援事業所２事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。

・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。

町田市の考え方

〇市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

〇強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

地域生活支援拠点等の設置

評価指標、地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年1回以上運用状況の検証・検討をおこなう

強度行動障がいの支援ニーズの把握

評価指標、強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する

項目３に関連する重点施策　33ページの重点施策３

コラム＜地域生活支援拠点等について＞

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備をおこなうものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について、地域生活支援体制の推進【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

項目４　福祉施設から一般就労への移行等

国の指針（考え方）

・一般就労への移行者数を2021年度の1.28倍以上にする

うち

就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍

就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍

就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.28倍

・一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上

・就労定着支援事業利用者数：2021年度の1.41倍以上

・就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所：２割５分

第６期計画を踏まえた現状・課題

・就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は2022年度末で89人となり、目標に達していません。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の2019年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。

・実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2022年度末で63人を超えており、とりくみの継続が求められています。

・2022年度末で10箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率が8割以上の事業所が全体の5割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※前期計画では、過去３年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

町田市の考え方

○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第7期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。

○働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみをすすめていきます。

一般就労への移行者数

評価指標、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者2021年度実績90人の1.28倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116人以上）

評価指標、うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績81人の1.31倍以上（107人以上）

評価指標、うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績の0人の1.29倍以上（1人以上）

評価指標、うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者2021年度実績7人の1.28倍以上（9人以上）

就労移行支援事業移行率

評価指標、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上

就労定着支援事業利用者数

評価指標、就労定着支援事業所の利用者数が2021年度実績120人の1.41倍以上（170人以上）

就労定着率※

評価指標、就労定着支援事業の就労定着率

就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

※後期計画では、過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

項目5　相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

○町田市の特徴である５つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり

評価指標、障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実をはかります。

また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

項目５に関連する重点施策　50ページの重点施策９

項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

・各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第６期計画を踏まえた現状・課題

・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、つとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。

・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

第三者評価の受審に係る普及啓発

評価指標、障害福祉サービス事業所への普及啓発回数

・年１回以上

障害福祉サービス事業所への指導

評価指標、市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する

・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

第３章　計画の実現に向けて

１　計画の推進のために

（１）わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

ホームヘルプや相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いていてはじめて機能しているといえます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら支援につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共にくらし、活動していくためには、地域の方が障がいについて理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

（２）障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実施・提供するために、施策の内容やサービスの提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

（３）町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かく支援していくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まる「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

（４）庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど分野が多岐にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい者施策を展開するために、庁内の各部署との連携をはかります。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

（５）持続可能な制度の構築

サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

（６）感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな影響をおよぼしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされています。このことを踏まえた上で的確な情報提供につとめるとともに、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

（７）国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い施策になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

＜町田市障がい者施策推進協議会の活動＞

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの分野で専門部会が設けられ検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

＜協議会の体制＞

町田市障がい者施策推進協議会

【協議会の役割】市の障がい福祉施策を総合的に協議

【委員数】20名

障がい者計画部会

障がい者計画及び障がい福祉事業計画の検討・進捗管理（設置：2016年11月～）

就労・生活支援部会

就労支援ネットワークの構築（設置：2011年11月～）

相談支援部会

相談支援事業のネットワークづくり等を検討（設置：2012年10月～）

２　計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「ＰＤＣＡ」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、計画策定に向けて内容検討をおこなってきた町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会を通じて、計画の点検と評価をおこない、必要に応じて改善をはかります。

＜ＰＤＣＡサイクル＞

①市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。

②そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。

③町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。

④市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

巻末資料

１　障がいがある人の状況

（１）障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2022年度末現在で、身体障害者手帳が11,732人、愛の手帳が3,682人、精神障害者保健福祉手帳が5,607人となっています。

2018年度から2022年度にかけて、愛の手帳は約1.10倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.27倍の増加となっており、全体としては約1.06倍となっています。

（２）身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで４級、２級の順となっています。

障がい別内訳は、2022年度末現在で、肢体不自由が５割弱、次いで内部障がいが３割強となっています。

（３）愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、４度（軽度）、２度の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が７割以上を占めています。

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、２級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、2020年度に一度減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

（５）年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2022年度末現在で約43万人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類の手帳の所持者数の合計は約２万人です。年齢別の所持者数は、おおむね以下の通りです。

（６）難病等

2013年４月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年１月から対象疾病が段階的に拡大され、2024年4月からは369疾病がサービス等の対象となっています。

※難病医療費助成制度：難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担（保険診療分）の一部を助成する制度。

コラム＜難病について＞

○難病とは、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）において、以下のとおりに定められています。

【難病の定義（第一条　目的）】

◎発病の機構が明らかでない◎治療法が確立していない◎希少な疾病である◎長期の療養を必要とする

【福祉の利用について（第二条　基本理念）】

難病の患者に対する医療等は、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との連携し、総合的に行われなければならない。」と定められています。

そのため、福祉の分野においても、障害福祉サービスをはじめとした難病の方への支援の充実が求められています。

○難病の方は、障害者手帳の有無にかかわらず、各自治体において必要と認められた場合、障害福祉サービス等を利用することができます。

詳細は、下記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。

【問合せ先一覧】

難病医療費助成

障がい福祉課福祉係、電話　042-724-2148、FAX　050-3101-1653

障害福祉サービス

障がい福祉課支援係、電話　042-724-3089、FAX　050-3101-1653

保健相談

保健予防課、電話　042-722-0622、FAX　050-3161-8634

東京都難病相談・支援センター、電話　03-5802-1892

東京都多摩難病相談・支援室、電話　042-323-5880

（７）障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分６（支援の必要性が最も高い）、区分３という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（就労移行支援、就労継続支援等）

（８）特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）への進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。また、2024年4月からは普通科と職能開発科をあわせもった東京都立八王子南特別支援学校が開校し、堺地域障がい者支援センター管内在住中学部生徒が2024年度より年度進行にて東京都立八王子南特別支援学校へ入学します。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校（高等部）を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は112名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

※2026年度以降に町田市外の特別支援学校を卒業する生徒数の見込みは、「市内特別支援学級在籍数」から「町田の丘学園に入学すると予測される生徒数」を除いた数で算出。

※2026年度以降に町田の丘学園を卒業する生徒数の見込みは、「同校小・中学部の児童生徒数」に「肢体不自由の特別支援学級在籍数」と、「知的障がいの特別支援学級在籍数の50％」を加算して推計

２　サービス内容一覧

（１）障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)★P36

＜内容＞

居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

重度訪問介護P36

＜内容＞

重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。

同行援護★P36

＜内容＞

視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

行動援護★P36

＜内容＞

障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。

重度障害者等包括支援★P36

＜内容＞

居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

日中活動系サービス

生活介護P45

＜内容＞

常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練)●P45

＜内容＞

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

自立訓練(生活訓練)●P45

＜内容＞

事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

宿泊型自立訓練●P45

＜内容＞

居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や

相談及び助言等をおこないます。

就労選択支援P45

＜内容＞

就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

就労移行支援●P45

＜内容＞

一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。

就労継続支援A型(雇用型)P45

＜内容＞

一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

就労継続支援B型(非雇用型)P45

＜内容＞

一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

就労定着支援●P45

＜内容＞

一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいがある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。

療養介護P45

＜内容＞

病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。

短期入所(ショートステイ)＜福祉型・医療型＞★P45

＜内容＞

福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)P36

＜内容＞

主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。

施設入所支援P36

＜内容＞

施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。

自立生活援助●P36

＜内容＞

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。

相談支援

基本相談支援P53

＜内容＞

・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。

・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。

・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。

計画相談支援P53

＜内容＞

・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。

地域移行支援・地域定着支援P53

＜内容＞

・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。

・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。

（２）地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

必須事業

理解促進研修・啓発事業P81

＜内容＞

障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。

自発的活動支援事業P57

＜内容＞

障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。

相談支援事業

障害者相談支援事業★P53

＜内容＞

福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。

基幹相談支援センター等機能強化事業★P53

＜内容＞

総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)P53

＜内容＞

入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。

成年後見制度利用支援事業P75

＜内容＞

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

成年後見制度法人後見支援事業P75

＜内容＞

法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。

意思疎通支援事業★P65

＜内容＞

手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。

手話奉仕員養成研修事業P65

＜内容＞

日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。

日常生活用具給付等事業★P37

＜内容＞

日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす６種の用具の給付をおこないます。

移動支援事業★P37

＜内容＞

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。

地域活動支援センター機能強化事業P46

＜内容＞

地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。

任意事業

福祉ホームP37

＜内容＞

低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。

訪問入浴サービス★P37

＜内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

日中一時支援★P46

＜内容＞

日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。

緊急一時保護★P57

＜内容＞

介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等★P28

＜内容＞

障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。

自動車運転免許取得・改造助成P46

＜内容＞

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

知的障害者職親委託P46

＜内容＞

一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。

３　障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第２章の「この分野に関係するサービスの見込量」を一覧にしたものです。

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護

利用者数、516人、530人、558人、588人、619人、652人

利用時間数、9,114時間、9,407時間、9,944時間、10,479時間、11,031時間、11,619時間

重度訪問介護

利用者数、125人、122人、127人、132人、137人、142人

利用時間数、31,166時間、31,488時間、34,482時間、35,840時間、37,197時間、38,555時間

同行援護

利用者数、104人、100人、104人、108人、112人、116人

利用時間数、2,399時間、2,649時間、2,523時間、2,620時間、2,717時間、2,814時間

行動援護

利用者数、22人、30人、38人、48人、61人、77人

利用時間数、517時間、716時間、944時間、1,192時間、1,515時間、1,912時間

重度障害者等包括支援

利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人

【日中活動系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

生活介護

利用者数、1,126人、1,135人、1,160人、1,186人、1,212人、1,239人

利用日数、21,298日、21,333日、22,526日、23,031日、23,536日、24,060日

自立訓練（機能訓練）

利用者数、2人、1人、1人、1人、1人、1人

利用日数、20日、8日、12日、12日、12日、12日

自立訓練（生活訓練）

利用者数、51人、66人、75人、85人、96人、109人

利用日数、804日、926日、1,232日、1,396日、1,577日、1,790日

宿泊型自立訓練

利用者数、8人、9人、12人、16人、21人、28人

利用日数、224日、260日、341日、455日、597日、796日

就労選択支援

2025年度検討、2026年度検討

就労移行支援

利用者数、126人、130人、142人、155人、169人、185人

利用日数、2,146日、2,169日、2,320日、2,532日、2,761日、3,022日

就労継続支援（Ａ型）

利用者数、123人、131人、135人、139人、143人、147人

利用日数、2,313日、2,435日、2,642日、2,720日、2,799日、2,877日

就労継続支援（Ｂ型）

利用者数、863人、905人、925人、945人、966人、987人

利用日数、13,377日、13,877日、14,992日、15,317日、15,657日、15,997日

就労定着支援

利用者数、61人、65人、73人、82人、92人、103人

療養介護

利用者数、47人、45人、45人、45人、45人、45人

短期入所（福祉型）

利用者数、224人、256人、315人、387人、476人、585人

利用日数、1,176日、1,350日、1,576日、1,936日、2,381日、2,926日

短期入所（医療型）

利用者数、28人、36人、39人、43人、47人、51人

利用日数、174日、138日、283日、312日、341日、370日

【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助

利用者数（内 精神）、576人（137人）、629人（162人）、691人（147人）、759人（162人）、834人（178人）、917人（195人）

施設入所支援

利用者数、238人、234人、234人、234人、234人、234人

自立生活援助

利用者数（内 精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、3人（2人）、3人（3人）、3人（3人）

【相談支援】（１か月あたり）

基本相談支援

実施、実施、実施、実施、実施、実施

計画相談支援

利用者数、2,066人、2,167人、2,509人、2,905人、3,364人、3,896人

指定特定相談支援事業所 箇所数、26箇所、27箇所、31箇所、35箇所、40箇所、45箇所

地域移行支援

利用者数(内 精神)、6人（6人）、6人（6人）、9人（9人）、13人（13人）、19人（19人）、27人（27人）

地域定着支援

利用者数(内 精神)、4人（4人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）、1人（1人）

（２）障害児通所支援（１か月あたり）

児童発達支援

利用者数、291人、355人、363人、394人、425人、456人

利用日数、2,441日、2,977日、3,049日、3,310日、3,570日、3,830日

医療型児童発達支援

利用者数、0人、0人、0人、1人、1人、1人

利用日数、0日、0日、0日、12日、12日、12日

居宅訪問型児童発達支援

利用者数、2人、3人、3人、3人、4人、4人

利用日数、5日、9日、9日、9日、12日、12日

放課後等デイサービス

利用者数、752人、829人、834人、864人、895人、925人

利用日数、8,781日、9,743日、9,841日、10,195日、10,561日、10,915日

保育所等訪問支援

利用者数、44人、60人、70人、82人、94人、105人

利用日数、68日、91日、105日、123日、141日、158日

障害児相談支援

利用者数、340人、341人、375人、386人、396人、407人

※町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）から引用

（３）地域生活支援事業

【必須事業】（１年あたり）

事業名、項目、2021年度、2022年度、2023年度（見込）の実績値、2024年度、2025年度、2026年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

自発的活動支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

相談支援事業

障害者相談支援事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

基幹相談支援センター等機能強化事業

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

成年後見制度利用支援事業

17件、14件、15件、16件、17件、18件

成年後見制度法人後見支援事業

1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体

法人後見及び法人後見監督の件数

34件、33件、34件、35件、36件、37件

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業

1,113件、997件、1,128件、1,117件、1,106件、1,095件

要約筆記者派遣事業

15件、8件、25件、21件、18件、15件

手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）

週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日

手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）

6人、8人、8人、8人、8人、8人

日常生活用具給付等事業

介護･訓練支援用具

50件、54件、60件、66件、73件、80件

自立生活支援用具

80件、83件、89件、96件、103件、111件

在宅療養等支援用具

78件、69件、69件、69件、69件、69件

情報・意思疎通支援用具

197件、82件、92件、103件、115件、129件

排泄管理支援用具

8,649件、8,353件、8,712件、9,087件、9,478件、9,886件

住宅改修費

15件、21件、30件、43件、62件、89件

移動支援事業

547人、575人、600人、627人、655人、684人

地域活動支援センター機能強化事業

実施、実施、実施、実施、実施、実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

【任意事業】（１年あたり）

福祉ホーム

１か所、１か所、１か所、１か所、１か所、１か所

訪問入浴サービス

22人、22人、23人、23人、23人、23人

日中一時支援

未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討

緊急一時保護（延べ日数）

132日、96日、97日、98日、99日、100日

スポーツ、レクリエーション教室開催等※

１事業、３事業、３事業、３事業、３事業、３事業

自動車運転免許取得・改造助成

7件、9件、10件、11件、12件、13件

知的障害者職親委託

1人、1人、1人、1人、1人、1人

※2021年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため「障がい児者水泳教室」及び「障がい者スポーツ大会」を中止としました。

４　区市町村別サービスの提供状況

（１）障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数（令和５年3月サービス提供分）表があります。

（２）障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況（令和４年度末）の表があります。

（３）地域生活支援事業の区市町村別実施状況（令和４年度末）の表があります。

５　計画策定の背景

条約、法律、条例、および町田市の障害者施策の年表があります。

６　計画の検討経過

■前期計画検討経過

2019年度

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年１月21日（火）

議題　前期計画策定に関わる諮問

2020年度

第１回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年４月10日（金）

議題　前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月11日（月）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第１回　町田市障がい者施策推進協議会（書面会議）

開催日　2020年４月24日（金）

議題　前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月21日（木）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第２回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年５月21日（木）

議題　分野別の課題と施策等の検討

※６月２日（火）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括

第１回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年６月５日（金）

議題　サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認

第２回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年７月７日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第３回　障がい者計画部会

開催日　2020年７月16日（木）

議題　基本理念、基本目標、分野別の課題と施策の検討

第２回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年７月27日（月）

議題　分野別の課題と施策の検討

第３回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年８月４日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第４回　障がい者計画部会

開催日　2020年８月19日（水）

議題　分野別の課題と施策の検討、次ページへ続きます。

2020年度

第３回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年８月20日（木）

議題　分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第５回　障がい者計画部会

開催日　2020年９月23日（水）

議題　分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年10月23日（金）

議題　パブリックコメント用素案の検討

パブリックコメント実施

募集期間　2020年11月10日（火）～12月９日（水）

募集方法　郵送、メール、ＦＡＸ、持参

資料の閲覧・配布場所

障がい福祉課、市政情報課、広聴課、男女平等推進センター（市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター

※町田市ホームページにも資料を掲載

第６回　障がい者計画部会

開催日　2021年１月13日（水）

議題　答申原案の検討

第５回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2021年１月28日（木）

議題　答申原案の検討・承認

市長答申

開催日　2021年２月18日（木）

後期計画検討経過

2022年度

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年2月21日（火）

議題　後期計画策定に関わる諮問

2023年度

第１回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年5月30日（火）

議題　前期計画（重点施策）の振り返り、国の基本指針の確認

第２回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年6月26日（月）

議題　前期計画（サービス提供実績等）の振り返り、国の基本指針の確認

第１回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年6月29日（木）

議題　前期計画（重点施策、サービス提供実績等）の振り返り

第３回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年7月20日（木）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第４回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年７月27日（木）

議題　分野別の課題と施策の検討

第２回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年8月22日（火）

議題　分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討

第５回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2023年9月7日（木）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討

第６回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2023年9月20日（水）

議題　分野別の課題と施策の検討

第３回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2023年11月29日（水）

議題　市民の意見を聴く会用素案の検討

市民の意見を聴く会の実施

開催日時　2024年1月13日（土）

開催場所　町田市庁舎3階　会議室3-2，3-3

参加募集　市内在住、在勤、在学の方

2023年度

第７回　障がい者計画部会　全体会

開催日　2024年１月29日（月）

議題　答申原案の検討

第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2024年2月20日（火）

議題　答申原案の検討・承認

市長答申

開催日　2024年3月４日（月）

７　計画の検討体制

（１）町田市障がい者施策推進協議会　委員名簿

前期計画委員名簿（敬称略）

会長　岩崎晋也　法政大学

職務代理　井上光晴　元名社会福祉士事務所

委員　佐藤繭美　法政大学

委員　谷内孝行　桜美林大学

委員　中川種栄　町田市医師会

委員　長﨑敏宏※1　松﨑重憲　町田市歯科医師会

委員　小野浩　まちされん

委員　森公男　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員　馬場昭乃　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　藤谷修平　南地域障がい者支援センター

委員　青山信幸　町田市障がい者就労・生活支援センターLet's

委員　堤愛子　特定非営利活動法人　町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会

委員　風間博明　町田市身体障害者福祉協会

委員　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員　赤松正美　町田市障がい児・者「親の会」連絡会

委員　坂本宣宏　特定非営利活動法人　町田市精神障害者さるびあ会

委員　町野眞里子　町田市民生委員児童委員協議会

委員　鈴木悟　町田商工会議所

委員　森山知也　東京都立町田の丘学園

委員　戸塚岳※2　降幡勇一　町田公共職業安定所

※1：2020年7月8日まで

※2：2020年4月24日まで

後期計画委員名簿（敬称略）

会長　石渡和実　東洋英和女学院大学

職務代理　井上光晴※1　元名社会福祉士事務所　谷内孝行　桜美林学園

委員　佐藤繭美　法政大学

委員　小泉広子　桜美林学園

委員　中川種栄　町田市医師会

委員　松﨑重憲　町田市歯科医師会

委員　小野浩　まちされん

委員　藤井雅巳　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員　叶内昌志　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　刑部輝　堺地域障がい者支援センター

委員　藤本英理子　町田市障がい者就労・生活支援センター　りんく

委員　堤愛子　特定非営利活動法人　町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会

委員　風間博明　町田市身体障害者福祉協会

委員　??本茂人※2　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員　土田由紀子　町田市障がい児・者「親の会」連絡会

委員　飯長喜一郎　特定非営利活動法人　町田市精神障害者さるびあ会

委員　荻野淳子　町田市民生委員児童委員協議会

委員　陶山慎治　町田商工会議所

委員　萩原秀朗　東京都立町田の丘学園

委員　佐々木暢　町田公共職業安定所

※1：2023年3月31日まで

※2：2023年8月17日まで

（２）町田市障がい者施策推進協議会　障がい者計画部会　委員名簿

前期計画委員名簿（敬称略）

部会長※　小野浩　町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）

職務代理※　森山知也　町田市障がい者施策推進協議会（東京都立町田の丘学園）

委員※　李幸宏　まちだ在宅障がい者「チェーンの会」

委員※　市村善明　特定非営利活動法人　インクルネット町田

委員※　風間博明　町田市障がい者施策推進協議会（町田市身体障害者福祉協会）

委員※　後藤美紀子　知的・発達障がい児・者とともに育つ会　ひこうせん

委員※　永田隆　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員※　玉木浩人　町田市聴覚障害者協会

委員　稲村宏美　とびたつ会

委員※　清水謙一　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員※　宮島美彩　宮島法律事務所

委員　三輪洋一　社会福祉法人　コメット　原町田スクエア

※：作業部会員を兼務

後期計画委員名簿（敬称略）

部会長※　小野浩　町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）

職務代理※　三井智哉　まちだ在宅障がい者「チェーンの会」

委員※　萩原秀朗　町田市障がい者施策推進協議会（東京都立町田の丘学園）

委員※　市村善明　インクルネット町田

委員※　風間博明　町田市障がい者施策推進協議会（町田市身体障害者福祉協会）

委員　松村幸子　知的・発達障がいのある人とともに育つ会　ひこうせん

委員　仲泊昌仁　社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

委員　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会

委員※　前田玄　とびたつ会

委員※　清水謙一　町田市社会福祉法人施設等連絡会

委員※　宮島美彩　宮島法律事務所

委員※　後藤英樹　社会福祉法人　まちのひ町田市障がい者就労・生活支援センターLet’s

裏表紙の絵：市内にあるクラフト工房ラマノに通う卓遼太郎さんが描いた作品です。

卓さんは第３８回 東京都障害者総合美術展 優良賞等を受賞するなど、活躍されています。

町田市障がい者プラン21-26

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）

発行年月　2024年３月

刊行物番号　23-77

発行　町田市地域福祉部障がい福祉課　町田市森野２丁目２番22号

電話　042-724-2147

FAX　050-3101-1653

印刷　株式会社サーベイリサーチセンター